
第三章

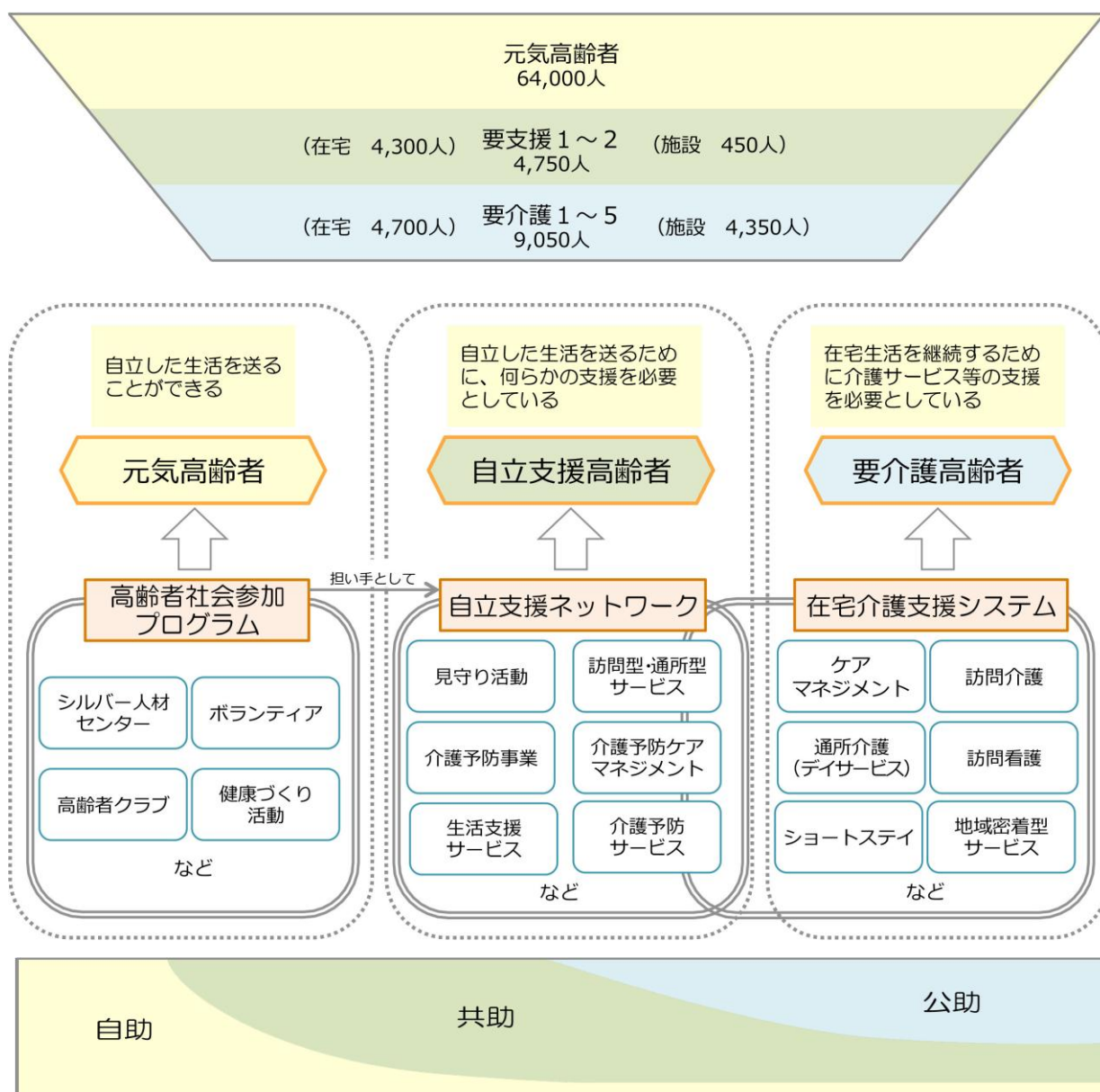
地域包括ケアシステムの推進に向けた 7つのプロジェクト

1. 高齢者を支えるしくみと課題

(1) 高齢者の3つの類型と支えるしくみ

- 一口に高齢者といっても、幅広い世代が含まれ、異なる時代や環境に育ち、人生経験や価値観、行動様式は多様です。
- 区では、高齢者の心身の状況に応じて、「元気高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれの高齢者ニーズにふさわしい、きめ細やかなサービスを提供するしくみの強化、充実を推進していきます。

【高齢者を支える3つのしくみ】 65歳以上人口：77,800人（H26.10）

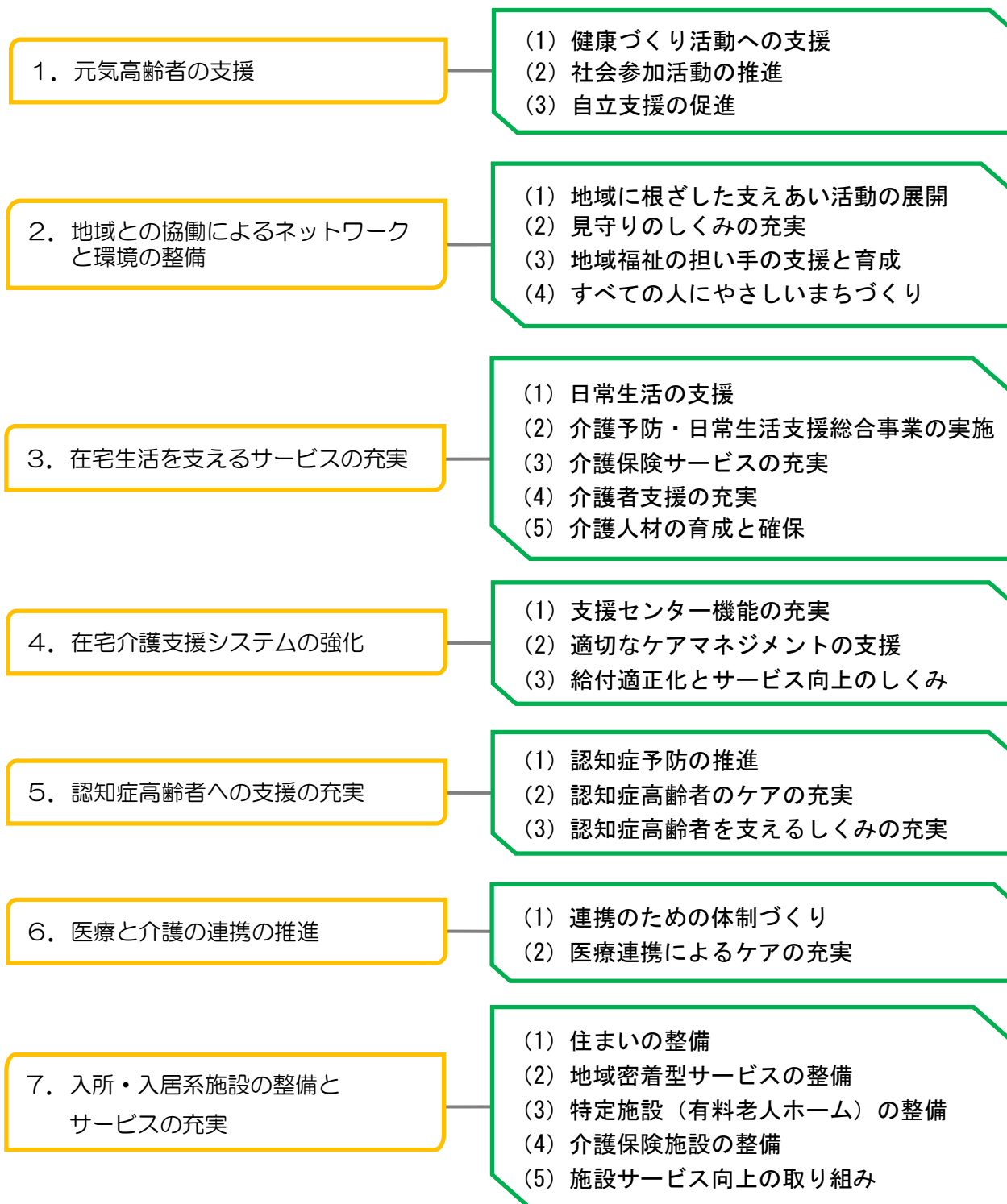


(2) 課題設定と推進するプロジェクト

- 高齢者の3つの類型を支えるしくみにおいて、「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」など“地域のさまざまな相互支援活動”の充実・連携により、地域で支えるしくみの構築が求められています。
- 介護保険制度を今後も持続可能なものとしていくための重点課題として、在宅生活支援のための基盤整備、区民と地域の関係機関、区の協働による支えあいのしくみづくりを推進することにより、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。
- こうした点をふまえ、第六期の重点課題として『平成37年を見据えた地域包括ケアシステムの構築と推進』、『セーフティネットとしての施設の充実と整備』を掲げ、『地域で支えるしくみ＝地域包括ケアシステム』を構築していきます。
- 「地域包括ケアシステム」とは、“要介護者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制”のことをいいます。

2. 7つの推進プロジェクト

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年度を見据え、地域包括ケアシステム構築に向けた第六期の重点課題を解決するため、7 つの推進プロジェクトにより、具体的な考え方や施策を示します。



project
プロジェクト

元気高齢者の支援

背景とねらい

超高齢社会である我が国において、平均寿命は男性 80.21 年、女性 86.61 年と、男女とも世界のトップクラスとなっています（平成 25 年簡易生命表より）。区内に住む高齢者も 7 万 8 千人を超え、高齢化率は 21.04%（平成 27 年 1 月 1 日現在）と、区民の 5 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者となっています。

一方、高齢者の 8 割以上の方は元気で健康的な生活を送っています。区では多様化する高齢者のニーズや社会参加に対する関心や意欲の高まりに対応するため、高齢者が活躍できる選択肢を幅広く用意し、効果的に提供していきます。

高齢者の就労や社会参加を促進することで、高齢者の自立性を維持・向上させるだけでなく、元気な高齢者が担い手となって介護の必要な高齢者のお手伝いをするといったことも期待されます。さらに高齢者の豊富な経験や知識を生かした活動を充実することで、地域の活性化を進めていきます。

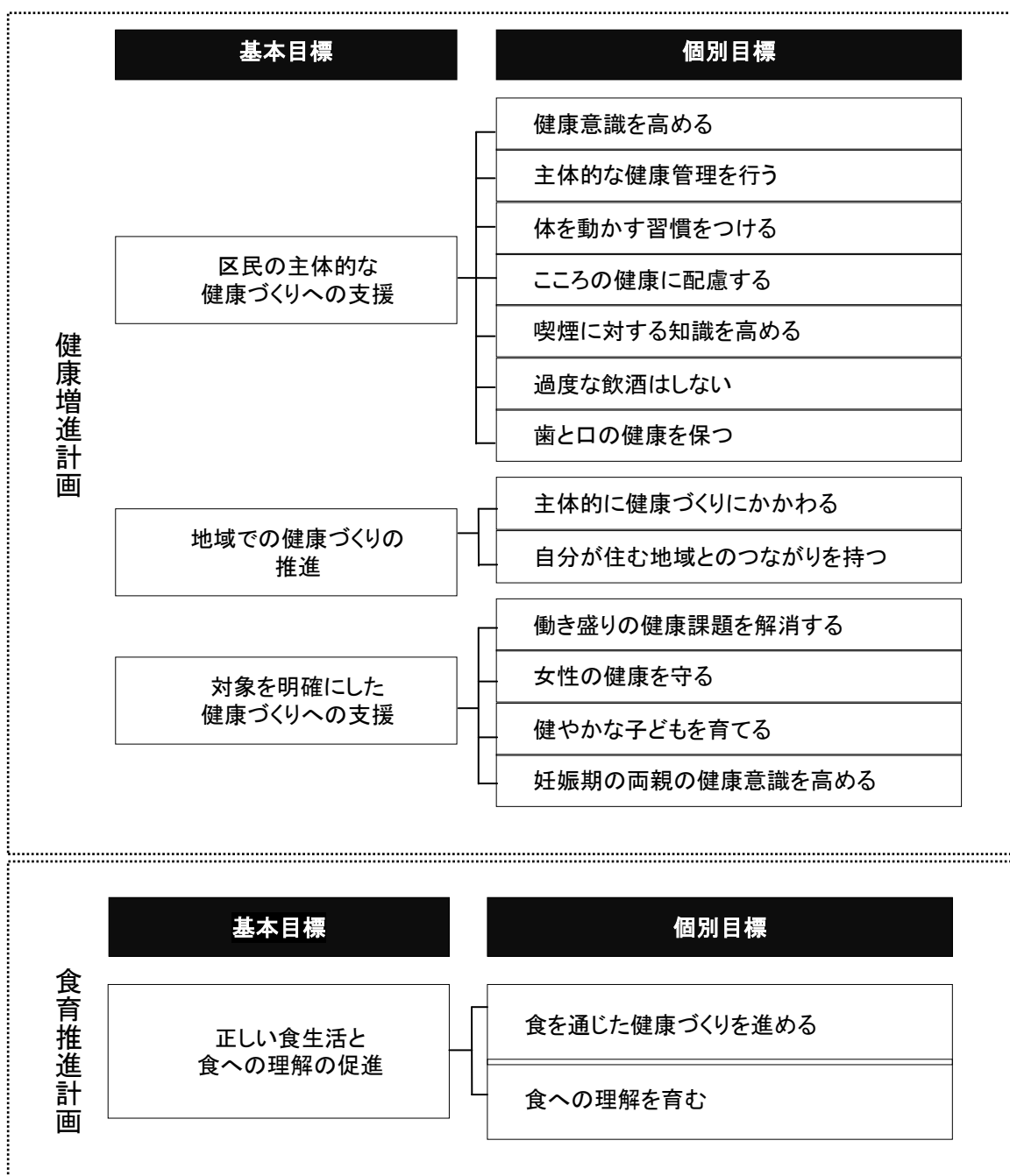
<元気高齢者の支援>

施策の方向性	主要な事業
(1) 健康づくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■健康づくりを支援する事業の充実 ■健康づくり推進委員事業の推進
(2) 社会参加活動の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ①就業機会の拡充 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ②趣味や生涯学習を通じたボランティア活動の推進 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ■サポしながわの充実 (シルバー人材センターとの連携) ■シニア世代の活動支援の充実 ■地域貢献ポイント事業の充実 ■シルバーセンター等の活用 ■おとしよりと子どものふれあい事業の実施
(3) 自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■区民協働型介護予防事業の実施 ■デイサービスセンター活用型介護予防事業の実施

(1) 健康づくり活動への支援

- 区では、平成15年3月に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、地域特性に応じた健康づくりの活動が行われてきました。平成21年度には「健康大学しながわ」が開講するなど、地域の健康づくり体制に広がり生まれています。
- しかし、急速に進む高齢化や品川区長期基本計画の改定を受け、さらなる健康寿命の延伸や区民一人ひとりの健康に対する意識を高めるため、平成27年4月に「しながわ健康プラン21」を策定します。

<しながわ健康プラン 21 の概要>



■プロジェクト1：元気高齢者の支援■

- 健康づくり事業の推進にあたっては、健康づくりに携わる多様な団体と連携・協力しながら、普及を図っています。また、高齢者が身近な場所で参加できる場を提供し、専門的な指導やアドバイスを受けながら、運動などを習慣化し、さらには仲間づくりを進めることで、閉じこもりや孤立化を防止します。
- 今後も区民一人ひとりが日常生活の中で自発的に参加・実践することで心身機能を維持し、活動的な生活を送ることができるよう、健康づくりを進めるための事業を充実していきます。

1) 健康づくりを支援する事業の充実

- 運動習慣を身につけたり、健康に対する意識を高めることで、元気高齢者が要介護状態になることを防止し、自立した健康な生活を送ることができるよう支援します。
- 地域とのつながりを持ち、外出の機会を増やすことで孤立から生じる問題を未然に防ぎます。また、元気高齢者が要介護高齢者を支える担い手となることが求められていることから、活動の場と機会づくりを推進していきます。

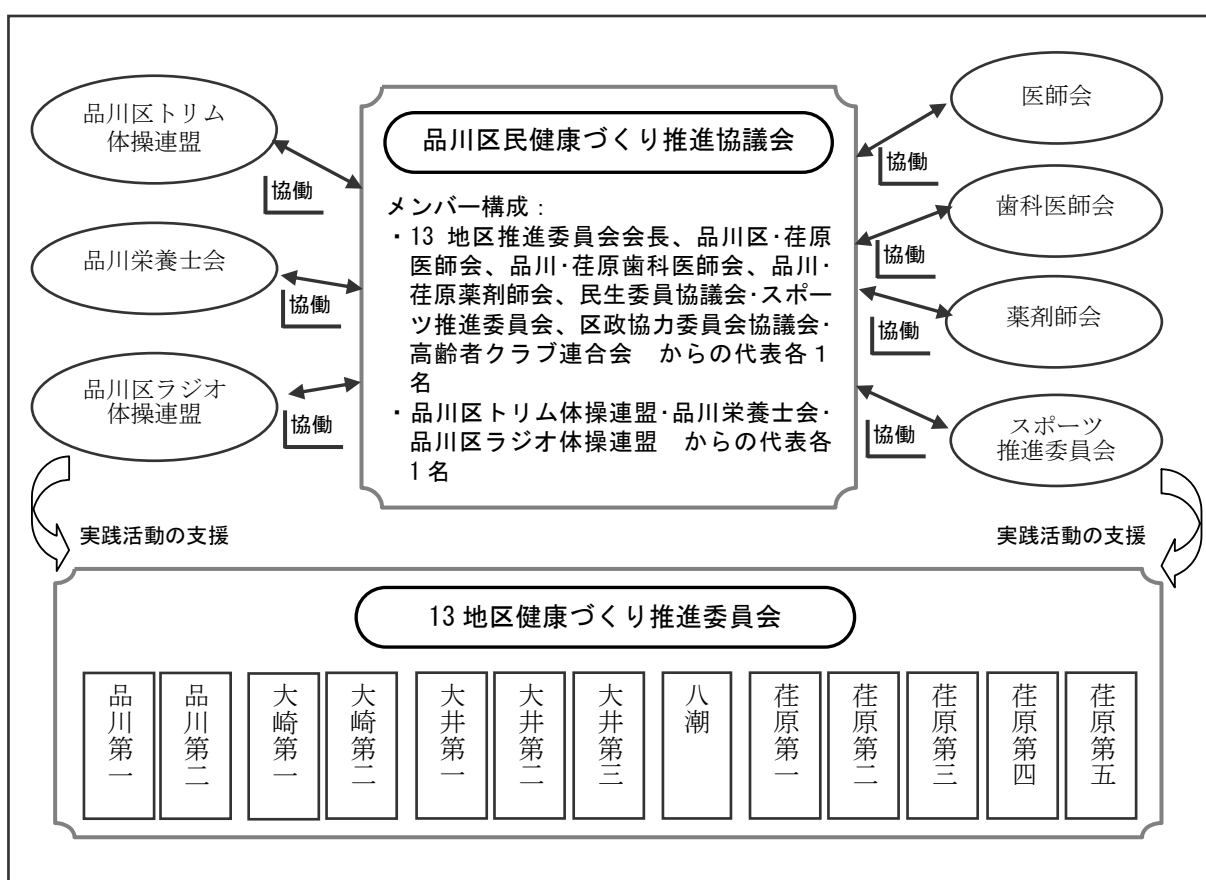
■主な事業

健康塾の充実	レクリエーション感覚で身体を動かし、仲間と楽しく健康づくりができるよう、区内のシルバーセンターや区民集会所を会場として、毎週、健康体操を実施しています。
ふれあい健康塾の充実	閉じこもりがちで足腰の弱ってきた方を対象とした、転倒骨折予防のための体操と遊びや生活指導などを盛り込んだ健康教室です。月1回、区民集会所等を会場として、心身のリフレッシュを目指します。地域の健康づくり推進委員の方を中心に運営しています。
しながわ出会いの湯	区内銭湯で、近所の方との交流や健康づくりの場として、健康体操やカラオケなど気軽に参加できるプログラムと入浴サービスを提供します。
出張健康学習の開催	保健センターでは健康学習の一環として、地域のグループや団体の依頼に応じて出張健康学習を実施しています。主催者は区民（区内在住・在勤・在学している15～20名以上のグループ）で、病気、食生活、運動、こころの健康、歯の健康、たばこ、アルコールなどのテーマに関する講座を実施しています。
健康大学しながわの開催	地域における健康づくり活動を実践していくために必要な知識と技術を学び、卒業後には地域の中で健康教育の実践や自主グループ活動などさまざまな健康づくり活動を展開しています。

2) 健康づくり推進委員事業の推進

- 区内全域における健康づくり活動を活性化するため、各町会、自治会から推薦された区民を健康づくり推進委員として委嘱し、健康づくり活動を行っています。委員の役割は、地域における健康づくり事業の企画・実施、健康づくりに関する啓発活動の実施などです。
- 区民集会所や文化センターなどで、講演会や学習会などの情報提供、ウォーキングや健康体操、料理教室などの健康づくりの実践、運動会や地区まつりなどのイベントで健康づくりの啓発活動を実施しています。

■健康づくり推進の体制



(2) 社会参加活動の推進

- 団塊の世代が高齢期に入り、高齢者の社会参加へのニーズは質的にも量的にも拡大し、一人ひとりの生活スタイルや考え方に対応したメニューの整備が求められています。
- 区では、高齢者の豊かな知識や経験を生かした社会参加活動として、現役世代とは異なる「高齢期の働き方」に配慮した就業支援やボランティア活動など活動メニューの充実を図っていきます。

1) 就業機会の拡充

- 高齢者の就業ニーズは質的にも量的にも拡大しており、一人ひとりの生活スタイルや考え方に対応した就業メニューの整備が求められています。
- 区では、高齢者の豊かな知識や経験を生かした就業や短時間就業など、現役世代とは異なる「高齢期の働き方」に配慮しながら、総合的な就業支援を行っていきます。

■主な事業

<p>サポしながわの充実 (シルバー人材センターとの連携)</p>	<p>平成 14 年4月、おおむね 55 歳以上の方の就業支援サービスを行う総合相談窓口『サポしながわ』を品川区シルバー人材センターに開設し、平成 24 年 10 月からは、「品川区就業センター」隣へ移転しました。ハローワークやシルバー人材センターとの連携を一層強化し、利便性の向上と機会の拡大を図ります。</p> <p>サポしながわでは、窓口での就業相談とともに合同面接会やミニ就職面接会を随時開催しています。また、地域に密着した求人の開拓も行い、求職者のニーズに合った就職先を開拓しています。</p>
--	--

2) 趣味や生涯学習を通じてのボランティア活動の推進

- 高齢者の地域での活動への参画意欲や活動志向は高く、住み慣れた地域での社会参加活動への関心は高まっています。
- 区ではボランティア活動を高齢期の新たな生きがい・社会参加活動と位置付け、活躍の場としてシルバーセンター、小中学校の空き教室等の既存インフラの活用を進めるとともに、高齢者の主体的な活動意欲を育み支援していきます。
- 住民にとって身近な集いの場をつくり、住民が趣味や生涯学習を通じて世代を超えて交流ができるよう、さまざまなボランティア活動を推進します。
- 高齢者が高齢者を支えるボランティア活動を身近で気軽に行うための支援として、地域貢献ポイント事業の充実を図ります。

① シニア世代の活動支援の充実

- 戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎えていることから、そのニーズに対応した地域における社会参加の機会と場を提供することにより、シニア世代の活動支援を充実します。

② 地域貢献ポイント事業の充実

- おおむね60歳以上の高齢者を対象に、区、NPO法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与し、そのポイントを社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することなどができます。

③ シルバーセンター等の活用

- 区内には、シルバーセンターをはじめとして、西大井いきいきセンター、こみゅにていぷらざ八潮など、元気な高齢者のための活動スペースがあります。
- 健康づくり、介護予防拠点、ヤングシニア層の地域活動やボランティア活動の交流の拠点として、シルバーセンター等を多面的に活用します。

④ おとしよりと子どものふれあい事業の実施

- 子どもが高齢者の知恵と経験を学ぶ機会と場を提供し、高齢者の生きがいつくりの場を拡大します。

■主な事業

<p>ほっと・サロンの運営支援</p>	<p>引きこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対する地域での見守りやボランティア活動、町会等の住民の共助活動を支援します。高齢者や子育て世帯等が気軽に集える地域交流拠点を整備し、地域ボランティアによる「茶話会」「食事会」「各種健康体操、趣味・教養活動」を実施します。施設の事業運営も地域住民が行います。 平成27年1月末現在、ほっと・サロンは15カ所45サロンが活動しています。</p>
<p>高齢者外出習慣化事業 (コミュニティレストラン)</p>	<p>NPO法人や商店街連合会等が運営主体となり、会場で調理した食事の提供やミニ講座の開催等により、引きこもりがちな高齢者の外出を支援します。また、調理や配膳、会場運営等をボランティアスタッフが担当し、高齢者を支えるボランティア活動も推進します。</p>
<p>高齢者クラブの活動の充実</p>	<p>高齢者クラブは町会等を単位に結成した自主的なグループで、健康教室、茶話会のお誘いなどの高齢者相互の助け合いや趣味、花づくりなど、地域で活動しています。</p>

<p>しながわシニアネット (いきいきラボ関ヶ原) の活動の充実</p>	<p>「しながわシニアネット」は「いきいきラボ関ヶ原」を活動拠点に、シニア世代からの社会参加を促進するため、健康・いきがい・仲間づくりのための各種事業を実施しています。活動内容は、区の委託事業（パソコン教室や脳の健康教室等）をはじめ、自主事業として、ストレッチ・ヨガ講座等各種健康講座、喫茶コーナー、子どもとの交流事業など、多様な活動を展開しています。また、会員によるパソコン・趣味を生かしたサークル活動も行っています。</p>
<p>山中いきいき広場 運営協議会活動の充実</p>	<p>山中小学校内の空き教室を活用して、地域の中高年の活動の場と交流の機会を提供しています。活動内容は、区の委託事業の運営や各種自主企画講座の開催、ふれあい事業として、伝統文化であるお茶や生け花などを通じた児童との異世代交流、施設の貸し出し等、さまざまな自主的活動を実施しています。また、学校行事や地区事業への参加など、地域等との連携も積極的に行っています。</p>

(3) 自立支援の促進

- できる限り要介護状態にならないよう、区民や地域とともに展開してきた介護予防のメニューをより充実させ、介護予防と自立支援をさらに促進します。
- 介護予防拠点として位置付けた既存のデイサービスセンターを活用・連携して、継続的な介護予防マネジメントの機能の拡充を図り、できる限り要介護状態にならないためのさまざまなメニューを区民や地域とともに展開して、自立支援を推進します。
- 居宅療養におけるリハビリテーションの重要性をふまえ、地域のリハビリテーションサービス基盤整備を進め、病院等との連携を推進します。

1) 区民協働型介護予防事業の実施

- 介護予防の活動を始めた方が良い高齢者を対象に、既存のデイサービスセンターなどと連携を図りつつ、シルバーセンターや区内の公園、区有施設などを活用したさまざまな事業を実施します。

■主な事業

地域活動連携型介護予防事業の実施	地域サービスの新たな担い手であるNPO法人等と連携し、介護予防の実施基盤を充実させることで、地域に根ざした介護予防事業の展開を図ります。具体的には、区有施設等を活用した「わくわくクッキング」事業を実施し、高齢者の認知症予防・低栄養予防を推進します。
いきいき脳の健康教室の実施	区内6カ所で、「読み書き・計算」の実施により高齢者の脳の活性化を図り、認知症予防を推進します。また、教室で学習サポートを担当するボランティアスタッフの社会参加を促進します。
いきいき筋力向上トレーニングの実施	区内6カ所で、専用マシンやマット、チューブを使ったトレーニングを実施し、運動機能の維持向上を図ります。
いきいきうんどう教室の実施	地域指導員の運営により、区内4カ所で健康遊具を使った屋外型運動教室を実施し、高齢者の運動の習慣化や生活機能の維持向上を図ります。
高齢者外出習慣化事業（コミュニティレストラ）の拡充・支援（再掲）	区有施設や商店街の店舗を会場に、引きこもりがちな高齢者の外出支援として、食事の提供やミニ講座の開催、参加者同士の会話などを楽しむ高齢者の交流の場を提供しています。介護予防の観点から、高齢者の食生活改善や健康増進を図ります。
健康やわら体操の実施	楽しみながら、柔軟性、バランス能力、筋力のアップを目指すトレーニングで、運動の習慣化とやわら体操等遊びを取り入れたメニューで運動機能の維持向上を図ります。
シニアのための男の手料理教室の実施	区内2カ所で、単身高齢者等の料理初心者を対象に、買物から調理・片付けまでの料理の基本を学ぶ教室で、栄養改善、介護予防を推進します。
いきいき健康マージャン広場の実施	「お金を賭けない、お酒を飲まない、たばこを吸わない」をモットーとする健康マージャンを通じて、脳の活性化や生きがいづくり・健康増進とともに、地域の高齢者相互のふれあいを促進します。
高齢期健康学習事業の実施	高齢者クラブ等の依頼に応じて、保健師が地域に出向いて、認知症予防・食事・口腔ケアなどの講習を実施し、介護予防や生活習慣病予防を推進します。

2) デイサービスセンター活用型介護予防事業の実施

- 介護予防拠点として位置付けた既存のデイサービスセンターを活用して、介護予防の活動を始めた方が良い高齢者を対象に、さまざまな事業を実施し、運動器の機能、口腔機能などの維持向上を図ります。

■主な事業

<p>マシントレーニング</p>	<p>高齢者専用設計・開発されたマシンを使ったトレーニングや、個別の機能訓練を行い、体力・筋力の向上を目指します。また、高齢による衰弱、転倒、骨折、認知症などの老年症候群を予防し、生活のQOL向上を目指します。</p>
<p>身近でトレーニング</p>	<p>椅子などの身近にある道具を使い、一人ひとりに合わせた個別と集団のプログラムにより、継続的な運動習慣を身につけていけるよう「身近な地域で」トレーニングの場と方法を提供して習得を目指します。</p>
<p>予防ミニデイ</p>	<p>身近なデイサービスセンター等に通って、身体を動かしたり食事や趣味活動など、参加者同士の交流を図ることで、介護予防への取り組みや心身の安心感を持てる場を提供します。</p>
<p>水中トレーニング</p>	<p>デイサービスセンターで、水の持つ特性を活かした水中トレーニングを実施し、運動器の機能などの維持向上を図ります。</p>

project
プロジェクト

2

地域との協働によるネットワークと環境の整備

背景とねらい

高齢者を取り巻く環境は大きく変容しており、従来の家族による介護や公的な介護サービスだけではカバーしきれない課題が発生しています。

また、東日本大震災等の自然災害発生時には、地域住民による助けあいが大きな力を発揮しており、日頃から地域住民による支えあいが求められています。

こうした状況の中、区では、平成 23 年度から 32 年度の 10 ヶ年を計画期間とする「第 2 期品川区地域福祉計画」と本計画を連動させ、介護保険制度などの公的サービスの整備を進めるとともに、区民と区が連携することで、公的サービスと共助の重層的な連携としくみを充実し、「品川の地域力」の向上を図っていきます。

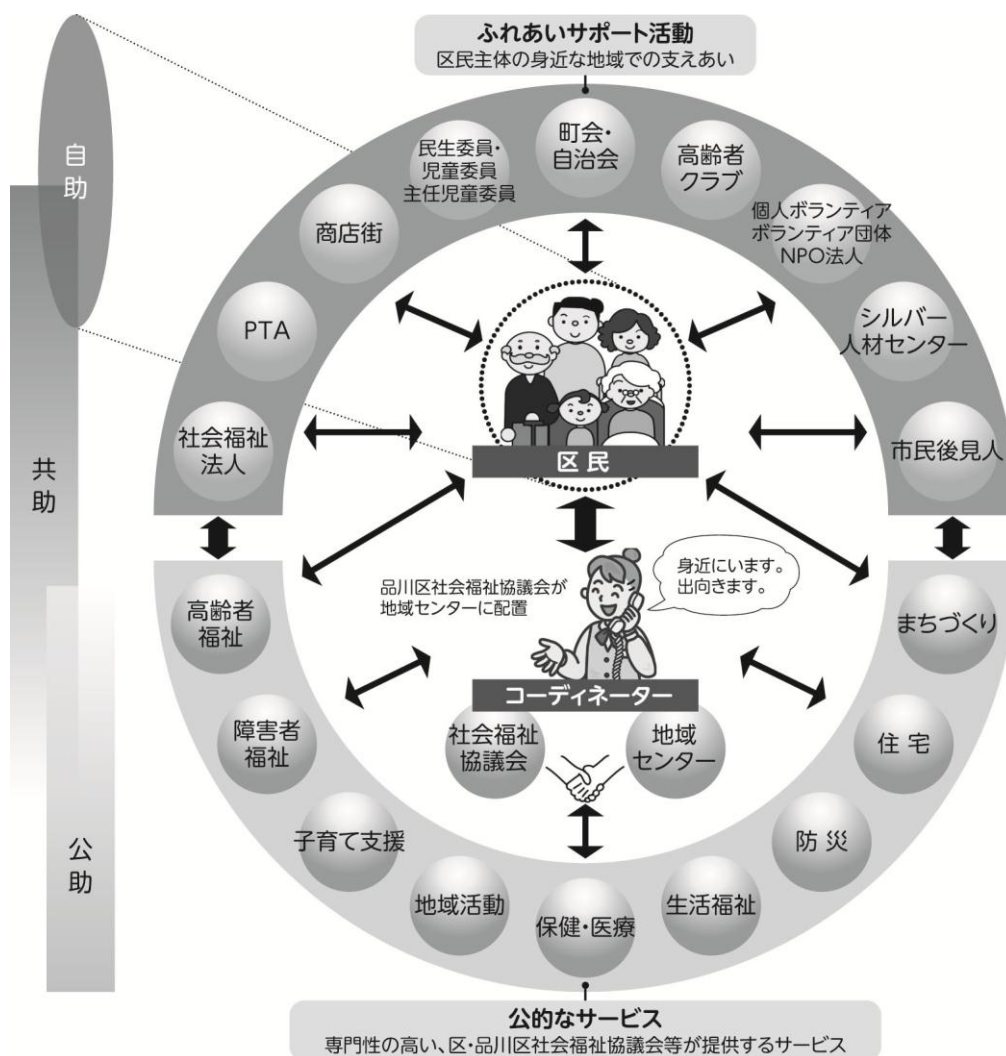
<地域との協働によるネットワークと環境の整備>

施策の方向性	主要な事業
(1) 地域に根ざした支えあい活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ■支えあいのしくみの充実 ■災害時の支援の充実
(2) 見守りのしくみの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の見守りの充実 ■虐待防止への取り組みの充実
(3) 地域福祉の担い手の支援と育成	<ul style="list-style-type: none"> ■品川区社会福祉協議会、民生委員、NPO法人等の支援
(4) すべての人にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■おたがいさま運動の推進 ■駅や道路のバリアフリーの推進

(1) 地域に根ざした支えあい活動の展開

- 高齢者の増加や世帯構成の変化等により、さまざまな支援や見守りを必要とする高齢者が増えています。行政サービスだけでこうした高齢者を支えることは困難であることから、区では身近な地域で多種多様な主体が支えあうしくみを整備し、地域福祉を推進しています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象とした地域の支えあい活動として、話し相手や相談助言、見守り、関係機関への連絡などを行います。
- 地域センターの機能の強化、品川区社会福祉協議会や地域団体、NPO法人や企業など、関係機関との連携・強化を図りつつ活動を活性化させ、さまざまな取り組みを推進しています。
- 災害時には行政による支援が十分に行き届くまでには時間がかかり、これまで発生した災害でも、初動時には地域での支えあいが重要な役割を果たしてきました。そのため区では、災害時に地域で要援護者を支援する体制づくりに取り組んでいます。

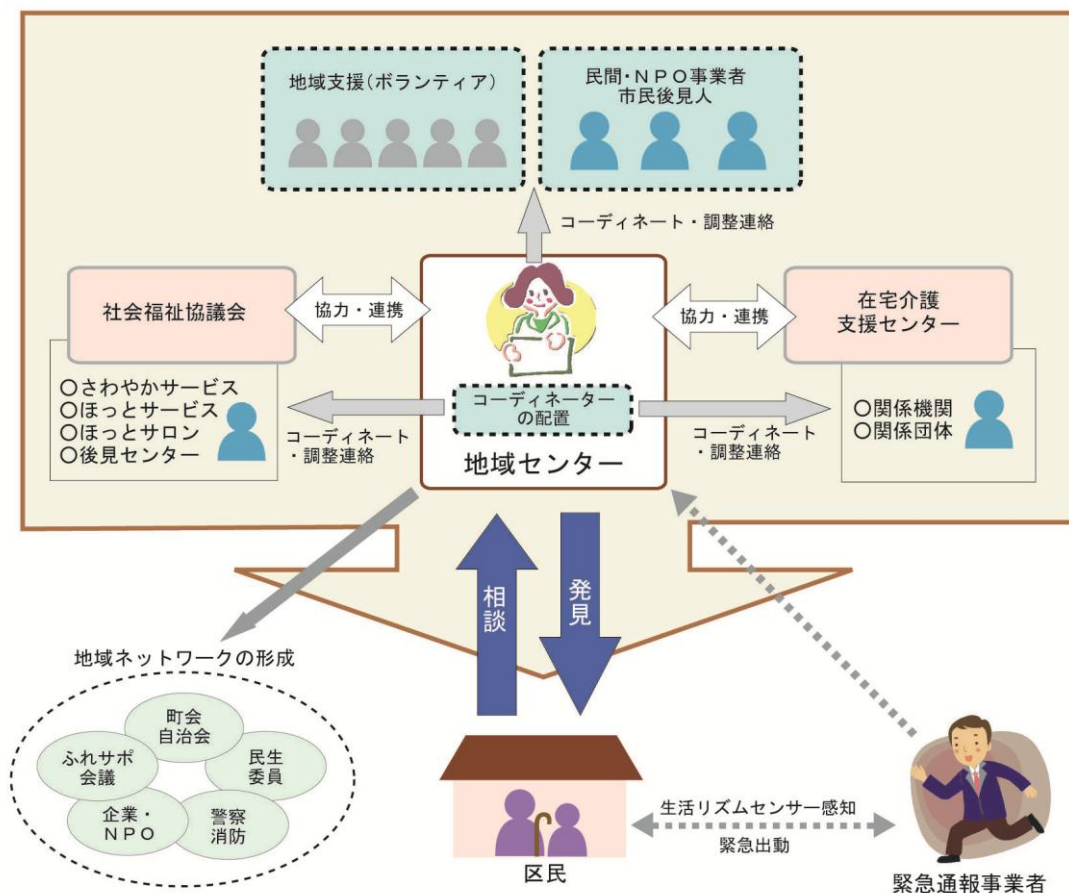
■品川区における地域福祉の展開イメージ



1) 支えあいのしくみの充実

- これまで進めてきた「ふれあいサポート活動」は、昔からあった地縁による相互扶助システムを新しい形で再生させた地域の相互支援活動として、地域に根ざした組織が核となり、ゆるやかな支えあいのネットワークの構築を目指してきました。
- 区内13地区の「地区ふれあいサポート活動会議」において、町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブやボランティア、PTAなどさまざまな区民が参加し、各地区におけるニーズ把握などの情報収集、情報交換を行い、配食サービスや高年者懇談会などの地域特性に応じた活動を展開してきました。
- 「支え愛・ほっとステーション」は第五期に2地区で展開し、関係機関との連携・強化を図りつつ運営のノウハウを蓄積してきました。第六期は財源や人材の確保や既存事業との整理を図りながら、実施地区を拡大していきます。
- 今後は地域センターを拠点とする「支え愛・ほっとステーション」を順次、区内全域に展開する中で、これまでの「ふれあいサポート活動」と発展的に統合し、地域の皆さんを支えるしくみをさらに充実していきます。

■支え愛・ほっとステーション事業（コーディネートを中心とした支援のしくみ）



■主な事業

<p>支え愛・ほっとステーション事業の充実</p>	<p>地域センター内に品川区社会福祉協議会のコーディネーターを配置し、地域の福祉に関わる身近な相談・支援に繋げる調整を行う「支え愛・ほっとステーション事業」を品川第二・荏原第二地区で先行実施しています。今後は「支え愛・ほっとステーション事業」を区内全域へ展開する中で、「ふれあいサポート活動」と統合し、支えあいのしくみを充実していきます。</p>
<p>地区ふれあいサポート活動会議（支え愛活動会議）の実施</p>	<p>町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、PTAなどさまざまなメンバーが参加し、情報交換や地域に密着した支援活動を行う「地区ふれあいサポート活動会議（支え愛活動会議）」を定期的を開催しています。</p>
<p>高年者懇談会の充実</p>	<p>70歳以上のひとり暮らし高齢者の方の介護予防と健康・生きがいの充実を図るために、民生委員を中心に月1回（1月、8月除く）集まり、会食や楽器の演奏などを楽しんでいます。</p>

2) 災害時の支援の充実

- 在宅における医療対応が必要な高齢者等については、区（高齢者福祉課・障害者福祉課・保健センター等）のほか、在宅介護支援センターや介護保険サービス事業者などが個別に把握をし、緊急時には安否確認を行うこととしています。
- 今後は、東日本大震災の経験をふまえ、緊急時（震災、異常気象による熱中症対策、インフルエンザなどの感染症対策など）において、医療や特に個別対応が必要な高齢者等の状況を迅速かつ的確に把握し対応していくため、地域ケア会議の充実など日頃からの福祉・介護・医療等の連携を強化し、情報の共有化と緊急時における対応の役割分担を明確にしておくなど、連携体制の強化に努め、不測の事態に備えていきます。

■主な事業

<p>災害時要援護者名簿の作成・提供</p>	<p>災害発生時における要援護者の支援に使用するため、対象者に登録意向調査を行い、登録希望者の名簿を作成し、町会・自治会等に提供しています。</p>
<p>災害時要援護者個別支援プランの作成</p>	<p>個々の要援護者ごとに、支援者の確保と支援者同士の連絡体制を構築するための個別支援プランの作成を支援します。</p>

<p>災害時要援護者避難誘導ワークショップの実施</p>	<p>災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人の安全確保を目的に、町会・自治会が車いす等で避難路のまち歩きを行い、要援護者の避難誘導方法の検証や支援体制づくりを行っています。</p>
<p>防災アドバイザー研修・防災ステップアップ研修の実施</p>	<p>避難誘導ワークショップの企画・進行を含めた防災に関する基本的な知識を身につけるための「地域の防災リーダー」育成研修を開催しています。</p>
<p>震災時等に対応できる福祉・介護・医療等の連携体制の強化</p>	<p>緊急時にも医療依存度の高い要介護高齢者へ適切な対応ができるよう、情報共有など関係機関の連携体制強化についての検討をします。</p>

(2) 見守りのしくみの充実

- 区では高齢者等の多様な生活状況等に合わせ、高齢者等の見守りネットワークを構築しています。第六期も引き続き、必要な方にはさまざまなしくみを組み合わせる必要支援が届く地域づくりを目指していきます。
- ひとり暮らし高齢者等の急増にとまならない、社会問題化した孤立死を予防するため、地域が主体となり、ひとり暮らし高齢者等の生活に密接に関わっていく中で見守りの体制を築き、重層的なネットワークへと繋げています。

1) ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の見守りの充実

- 区では、これまでも地域での福祉の相談窓口である民生委員による見守り活動などを実施してきました。
- 今後はさらにひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、より多くの主体を取り込んだ見守りのしくみづくりが求められています。
- そうした方々を対象とする地域の支えあい活動として、話し相手や相談助言、見守り、関係機関等への連絡などを行います。特にひとり暮らし高齢者の増加を受け「孤立死ゼロに向けた7つの取り組み」を展開しています。
- また、民間企業との連携による「高齢者等地域見守りネットワーク」を進めています。町会・自治会をはじめ、地域の金融機関や新聞配達店等、多様な機関が相互に連携し、地域ごとに見守り体制を強化していきます。

孤立死ゼロに向けた7つの取り組み

① 実態把握等の取り組み

- ◆ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯等実態調査
ひとり暮らし高齢者世帯（70歳以上）および高齢者のみの世帯を対象とし、民生委員・児童委員の訪問による実態調査および台帳整備を3年に1回実施。
- ◆ 災害時要援護者名簿の整備

② 普及啓発等の取り組み

- ◆ パンフレット、講演会などによる啓発活動

③ 安否確認システム等の取り組み =人を介して確認する方法=

- ◆ 高齢者相談員事業（民生委員・児童委員の訪問による相談助言）
- ◆ 在宅サービスセンター配食サービス
- ◆ 民間配食サービス
- ◆ さわやかサービス
- ◆ 高齢者宅等のゴミの各戸収集
- ◆ 地域見守り活動および支援対策
- ◆ 訪問ボランティア事業
- ◆ 支え愛ほっとレター（書留はがきの送付）

④ 緊急通報システム等の取り組み =機器等により確認する方法=

- ◆ 徘徊高齢者探索システム
- ◆ 区立高齢者住宅（生活リズムセンサー）
- ◆ 緊急通報システム（民間受信センター型・生活リズムセンサー）
- ◆ 夜間対応型訪問介護（介護保険の特別給付を活用した利用対象者の要件緩和）

⑤ サロン等集う場の取り組み

- ◆ 高年者懇談会 ◆ふれあい健康塾 ◆ほっとサロン

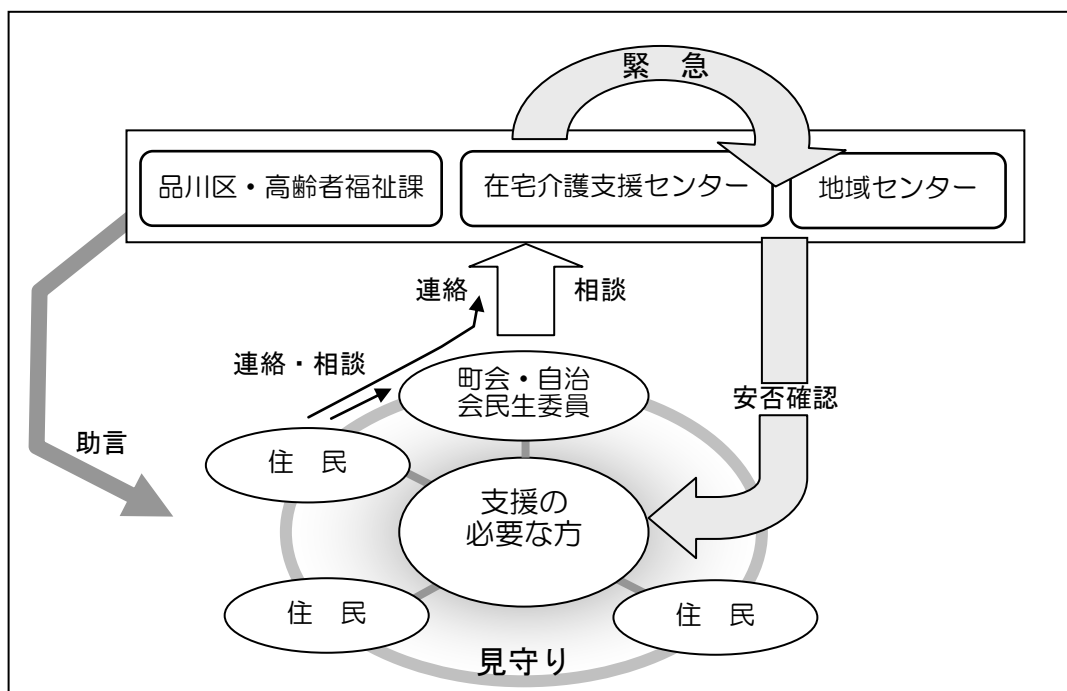
⑥ ネットワーク構築等の取り組み

- ◆ 在宅介護支援システム ◆認知症サポーター養成 ◆虐待防止ネットワーク
- ◆ ふれあいサポート活動 ◆地域見守りネットワーク

⑦ 相談事業等の取り組み

- ◆ 高齢者相談員事業 ◆在宅介護支援センターによる総合相談
- ◆ 支え愛・ほっとステーションによる福祉相談

■孤立死ゼロに向けた高齢者等の見守り事業による支援イメージ



2) 虐待防止への取り組みの充実

- 区では介護疲れや経済的困窮等を原因とする高齢者虐待の相談・通報ケースが後を絶たないことから、高齢者虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。
- 平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、家庭内介護や閉塞的な施設内介護で起こり得る高齢者への虐待に対し、組織的・体系的な対応に取り組んでいます。
- 区では、地域包括支援センターが担う虐待防止や権利擁護の機能強化をするために、虐待防止マニュアルを策定し、高齢者の権利と尊厳を確保します。
- 平成24年度からは「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を組織し、高齢者のみならず児童・障害者虐待、配偶者暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援・保護を図っていきます。
- 区では地域における児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話を設置しました。子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るためのしくみであり、通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等の早期発見と適切な対応に繋がっています。

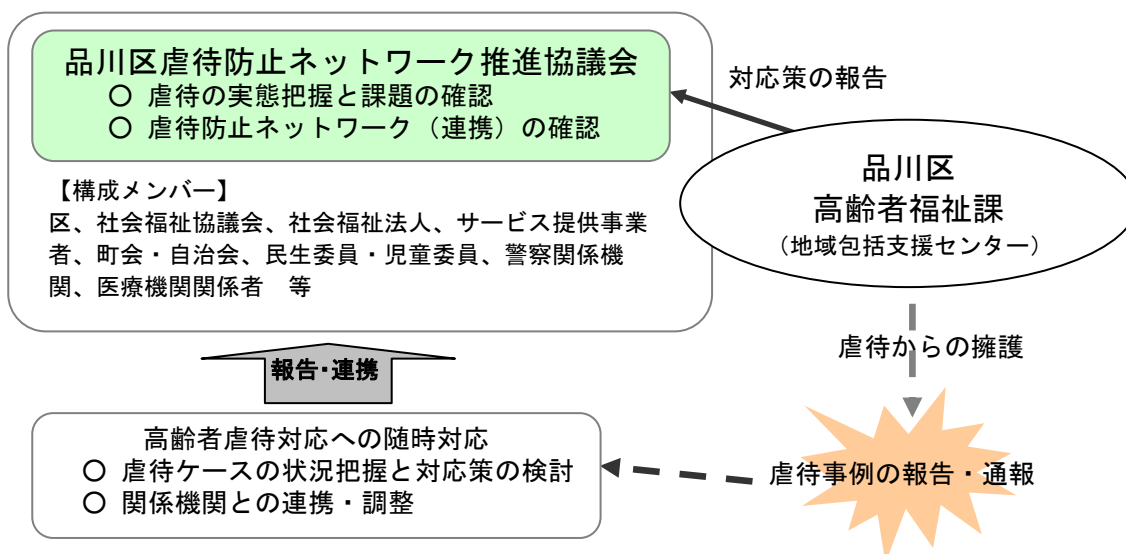
■主な事業

<p>民生委員・児童委員による見守り活動の実施</p>	<p>民生委員・児童委員が高齢者世帯等を訪問し、話し相手や相談助言などを行い、必要なケースについて関係機関等に連絡しています。</p> <p>3年に1度の改選翌年度にひとり暮らし高齢者等に関する一斉調査を行い、見守りが必要な人を把握します。</p>
<p>民間企業等と連携した高齢者等地域見守りネットワークの構築</p>	<p>金融機関や水道局、新聞配達店、宅配事業者等の協力を得て、日頃の訪問で高齢者等の異変を察知した場合、速やかに区に通報してもらい、円滑な対応に繋がります。</p>
<p>緊急通報システムの整備 (生活リズムセンサーの配備)</p>	<p>自宅内で病気や事故・火災などの緊急事態に通報ボタンを押したり、生活リズム（動作確認）センサーや火災警報器が作動することにより、民間受信センターから派遣員が援助に駆けつけ、対応します。</p>
<p>しながわ見守りホットラインの設置</p>	<p>子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るためのしくみで、児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話です。</p> <p>通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等の早期発見と適切な対応に繋がっています。</p>

■ 高齢者虐待防止ネットワークの概要

品川区が高齢者虐待に対応するために介入を行う際の基本的な考え方

- * 高齢者の安全・安心の確保を最優先する。
- * 家族の生活安定のために支援する。
- * 長期的な視点に立ち「関係性」を重視して支援する。
- * チームアプローチで正確な情報収集と客観的判断を行う。
- * 個人情報・プライバシーに配慮する。



(3) 地域福祉の担い手の支援と育成

- 共助による支えあいを推進するため、地域や団体の特性に応じた支援をします。
- 地域福祉を推進する多様な協働の形を構築するため、地域や団体の特性に応じて、事業やサービスが継続的、安定的に行われるように活動を支援します。
- 地域福祉の核に位置付けられる品川区社会福祉協議会の活動を支援するほか、民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉法人、NPO法人等の地域の課題を解決し地域福祉に貢献する多様な活動の担い手の支援・育成・協働を推進します。

(4) すべての人にやさしいまちづくり

- 「だれもがふつうに暮らせるまちづくり」を推進します。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者や高齢者を含むすべての人が、平等に社会資源を享受できる環境をつくり、社会参加の機会の平等を推進することが求められています。
- 区では平成9年3月に「品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画」を、平成20年3月には同計画を「すべての人にやさしいまちづくり推進計画」として改定しました。
- この計画では、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化、やさしいまちづくりのガイドマップの作成などに取り組むとともに、「だれもがふつうに暮らせるまちづくり」を基本理念に、ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動の普及啓発など、多様な関係者の参画による取り組みを拡げていきます。
- 特別養護老人ホームなどの福祉施設等の建設に合わせ、地域住民や高齢者・障害者などの参加協力を得たまち歩き点検等により、当該周辺地域の道路等の環境整備に努めます。

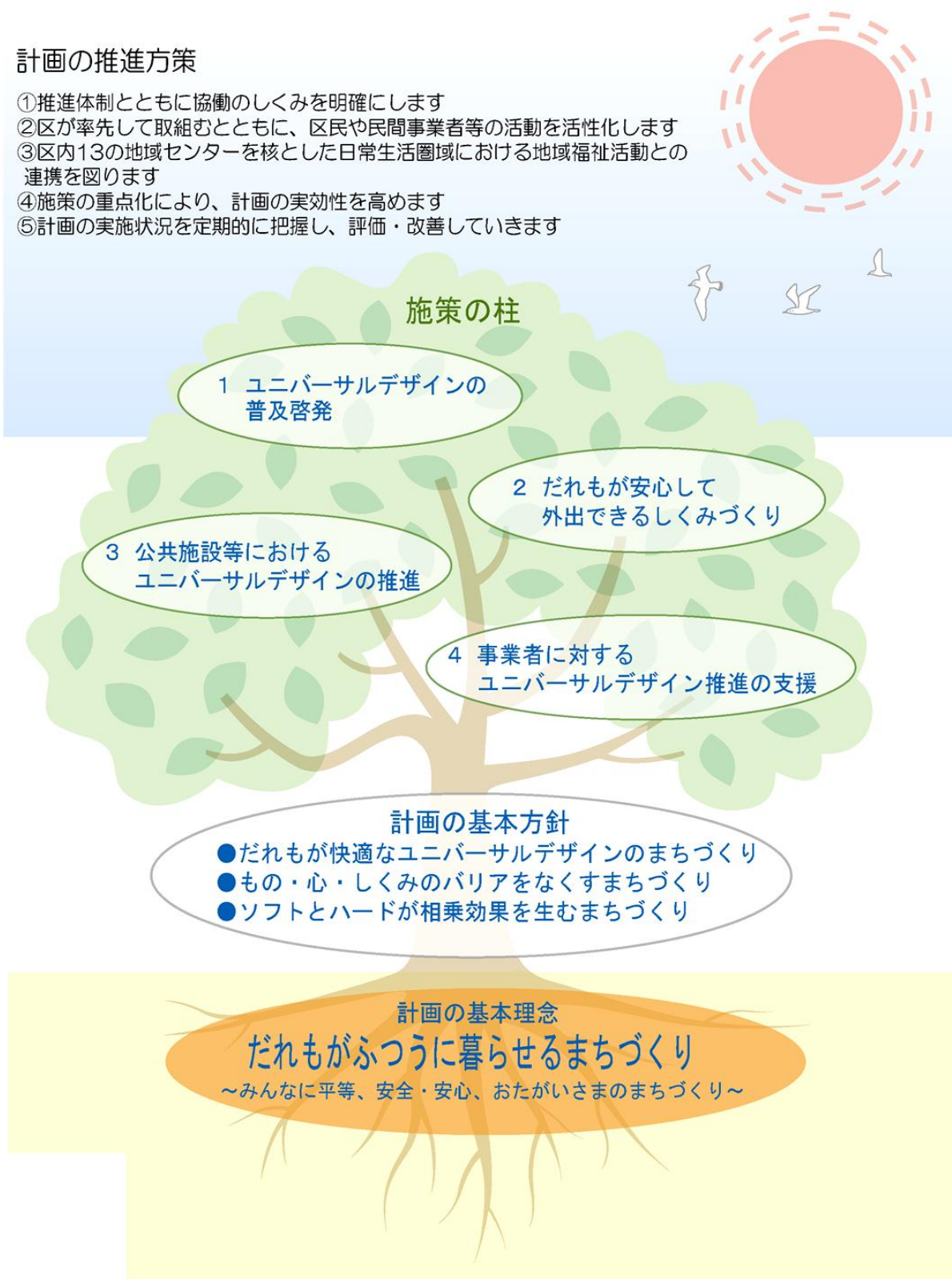
■主な事業

<p>おたがいさま運動の推進</p>	<p>困っている人がいたら助ける、困ったときには「助けて」と言える、そんなことがあたりまえにできる「支えあいのまちづくり」をみんなで進めていくための運動です。バリアフリーやユニバーサルデザインといった、すべての人が暮らしやすいまちにするため、この運動を推進します。</p>
<p>駅や道路のバリアフリーの推進</p>	<p>しながわお休み石設置事業、大井町駅周辺バリアフリー計画策定検討委託、ホーム内方線付点状ブロック整備助成、可動式ホーム柵整備助成などを推進し、高齢者を含めた区民の活動を支援します。</p>

■すべての人にやさしいまちづくり推進計画 概念図

計画の推進方策

- ①推進体制とともに協働のしくみを明確にします
- ②区が率先して取組むとともに、区民や民間事業者等の活動を活性化します
- ③区内13の地域センターを核とした日常生活圏域における地域福祉活動との連携を図ります
- ④施策の重点化により、計画の実効性を高めます
- ⑤計画の実施状況を定期的に把握し、評価・改善していきます



project **3**
プロジェクト

在宅生活を支えるサービスの充実

背景とねらい

高齢者人口が増加し、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が今後も増加していく背景をふまえ、高齢者ができるだけ自宅での生活を送ることができるような支援やサービス基盤の確保が必要になっています。

一方、必要とされる支援やサービスは一人ひとり異なるものです。区では、平成27年度制度改正をふまえ、多様なニーズに応じることができるしくみづくりを進めていきます。

また、地域包括ケアシステムの充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。さらに、介護者への支援や介護人材の育成についても充実を図っていきます。

<在宅生活を支えるサービスの充実>

施策の方向性	主要な事業
(1) 日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外出支援の充実 ■ 生活を支える用具等の給付や貸与
(2) 介護予防・日常生活支援 総合事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問型サービスの実施 ■ 通所型サービスの実施 ■ 介護予防ケアマネジメントの実施
(3) 介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実 ■ 小規模多機能型居宅介護の充実 ■ 市町村特別給付の実施
(4) 介護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護者向けの講座や研修事業の充実 ■ 家族介護者支援事業の実施
(5) 介護人材の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 品川福祉カレッジの充実 ■ NPO法人との連携による研修の実施

(1) 日常生活の支援

- 介護やサポートが必要な高齢者の外出を支援したり、必要な用具を給付・貸与することで、閉じこもりを予防し、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。

1) 外出支援の充実

- ひとりで外出することに不安を感じている高齢者が増えており、外出支援の充実が求められています。
- 高齢者に対する外出同行の支援を中心とした事業を実施することで、要介護高齢者の増加の抑制、介護予防および閉じこもり予防の促進を図ります。
- 区では福祉有償運送運営協議会を設置し、移動制約者へのサービスの必要性や内容、サービス提供事業者の適否などを審議しています。

■主な事業

<p>あんしんお出かけサービスの実施</p>	<p>ひとりで外出に不安がある方にヘルパーが付き添い、外出を支援します。買い物や散歩、友人との集まり、外食等、介護保険の外出介助では対応できない目的でも利用できます。</p>
<p>福祉有償運送等移送サービスの充実</p>	<p>福祉有償運送として事業認証を得た事業者が車いす専用車両で通院などの送迎をします。品川区社会福祉協議会のさわやかサービス事業「おでかけ（移送）サービス」が福祉有償運送として事業認証を得たほか、多様なNPO法人などを育成し、地域の高齢者や障害者の移送サービスの充実を図っています。</p>
<p>福祉タクシー利用料の助成</p>	<p>車いすまたはストレッチャーのまま乗り降りができる福祉タクシーの利用料を助成します。</p>

2) 生活を支える用具等の給付や貸与

- 介護保険の給付対象となる福祉用具は必要がなくても、歩行時の支えとして杖が必要であったり、急な病気や怪我などで一時的に車いすが必要になることがあります。また、要介護認定が非該当であっても、介護予防や生活支援の観点から住宅改修が有効となるケースもあります。
- 寝たきり等でおむつが必要になると、費用の負担が問題となることがあります。
- そうした方々の生活を支えるために、区の事業としてさまざまな給付や貸与を行っています。

■主な事業

敬老杖の支給	75歳以上で杖が必要な方に5年に1回、T字杖を支給します。
車いすの貸与	自力歩行が困難な方へ、一時的に車いすを貸し出します。
紙おむつの支給 (在宅の要介護者対象)	寝たきり等で常時おむつが必要な方の自宅へ月1回、紙おむつを届けます。
入院中の紙おむつ代の助成	負担が重くなりがちな入院中の紙おむつ代について、月額5,000円を上限に助成します。(所得制限あり・要介護度3以上の方が対象)
住宅改修予防給付の実施	65歳以上で要介護認定が非該当とされた方に、介護予防の視点から介護保険の住宅改修と同じ内容の給付をします。(所得制限あり)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

- 平成27年度制度改正により、従来、予防給付として提供されていた要支援者を対象とする介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行します。
- 区では、制度改正によって利用者・家族に混乱が生じないように十分配慮しつつ、新しい事業を実施していきます。
- 多様化するニーズに対応するため、これまで実施していた事業の再構築を含め、サービスを提供するしくみを整備していきます。
- 今後もサービスを円滑に提供できるよう、継続的な介護予防マネジメントの機能の拡充を図り、介護予防と自立支援をさらに推進します。

1) 訪問型サービスの実施

- 区では、第五期までの要支援1～2の方を対象とした介護予防訪問介護を、平成27年4月から、「介護予防・生活支援サービス事業」として実施します。これまで介護予防訪問介護を利用していた方が、引き続き必要な支援を受けられるよう、スムーズな移行に取り組みます。
- 多様なニーズに対応するためのサービスを構築して、介護予防を推進します。

■主な事業

予防訪問事業の実施	要支援相当の方を対象に、介護予防ケアマネジメントを経て掃除・洗濯などの訪問によるサービスを提供します。
生活機能向上支援 訪問事業の実施	介護予防のために本人の日常生活意欲を向上させ、自立した日常生活が続けられるよう生活援助サービスを提供します。
管理栄養士派遣による 栄養改善事業の実施	居宅療養管理指導事業所から管理栄養士が月2回程度利用者宅を訪問し、献立の作成支援、調理方法の指導、食事管理全般の栄養指導等を行います。

2) 通所型サービスの実施

- 訪問型サービスと同様に、区では、第五期までの要支援1～2の方を対象とした介護予防通所介護を、平成27年4月から、「介護予防・生活支援サービス事業」として実施します。
- ボランティアやNPO法人等、さまざまな担い手による多様なサービスを検討・構築していきます。

■主な事業

予防通所事業の実施	要支援相当の方を対象に、介護予防ケアマネジメントを経て機能訓練などの通所によるサービスを提供します。
はつらつ健康教室の実施	介護や支援が必要となるおそれのある方に、運動器・口腔機能の向上や、低栄養・認知症予防のための複合型プログラムを提供します。さらに修了者を対象に、体力測定と健康セミナーを実施し、介護予防に対する意欲の維持・向上を目的としたフォローアップ教室を開催します。

3) 介護予防ケアマネジメントの実施

- 平成27年度制度改正により、介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたっては、介護予防ケアマネジメントを実施することとなりました。
- 利用者の心身の状況や環境に応じて適切な支援やサービスが提供されるよう、3つの類型に分けてケアマネジメントを実施します。

(3) 介護保険サービスの充実

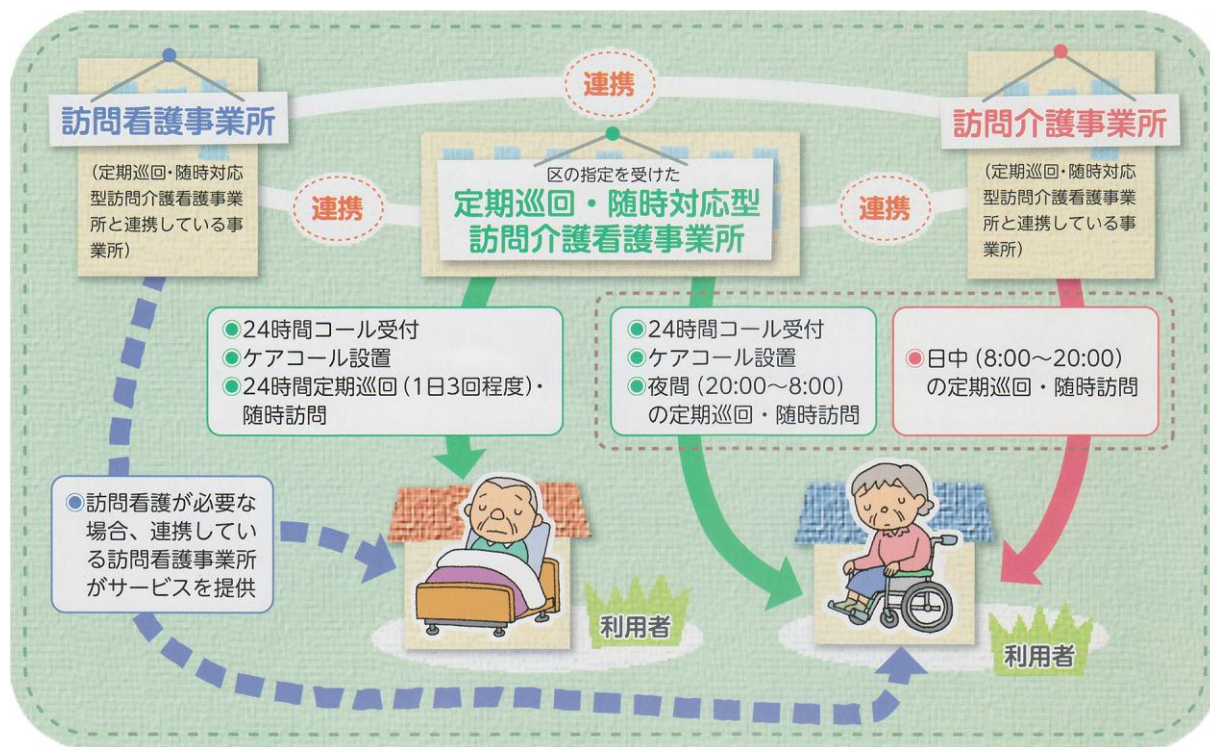
- 在宅生活の継続を支援するため、24時間365日切れ目のない介護保険サービスを提供できる基盤・体制を整備します。
- 全国一律の保険給付ではカバーできない部分を補うため、区独自の市町村特別給付を実施します。

1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実

- 平成24年度制度改正により、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携し、1日数回の定期巡回訪問と、緊急コールに対応した随時訪問を組み合わせた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設されました。
- 区では、平成22年度から国のモデル事業として本事業に取り組み、地域の事業所の連携によるサービス提供のあり方と導入の手法を検討するとともに、導入後の効果等を検証してきました。
- 今後もこのサービスを地域包括ケアシステムの中核をなすサービスに位置付け、指定事業者、地域の訪問介護ならびに訪問看護事業者と連携を図り、区内全域

でサービスの提供ができる体制整備を進めています。

■品川版・24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供体制



2) 小規模多機能型居宅介護の充実

- 平成18年度制度改正により、「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせ、住み慣れた地域での在宅介護の継続を支えるサービスとして小規模多機能型居宅介護が創設されました。
- 区では、第五期までに8ヵ所の事業所を整備しました。1事業所あたりの登録人数を29人以下と小規模に限定し、きめ細やかなサービスを提供することで、利用者の状態改善等に効果を発揮しつつあります。
- 今後も、中重度の要介護高齢者、認知症高齢者の増加を見据え、必要なサービス量や地域バランスをふまえて、適切な整備に取り組んでいきます。

3) 市町村特別給付の実施

- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援しています。

■ 市町村特別給付の概要

①要支援者夜間対応サービス特別給付（平成21年度～）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間対応型訪問介護サービスの利用対象外である要支援者に対して、夜間帯における安心感の確保と緊急時等の随時対応サービスを提供します。 ○ 夜間（22時から6時）の緊急時のコールに専任のオペレーターが対応し、必要により訪問介護員がかけつけて対応します。
②通院等外出介助サービス特別給付（平成21年度～）
<p>（1）要支援者通院介助サービス 月1回、60分以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者に対し、通院介助サービスを介護予防訪問介護に続けてサービスを提供します。 <p>（2）要介護者病院内介助サービス 月1回を限度とし、30分単位で90分以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通院介助に引き続いて病院内での介助が必要な要介護者を支援します。
③地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付（平成21年度～）
<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアホーム東大井（地域密着型ケアハウス）において、充実した質の高い日常生活上の支援サービスを提供します。

（4）介護者支援の充実

- 要介護高齢者の高齢化・重度化が進むとともに、いわゆる老老介護世帯も増加しています。高齢者を支える同居家族の負担が増加し、介護疲れによる虐待などが社会問題化しています。
- 65歳までの継続雇用が法定化されるなど、今後は働き盛り世代や中高年世代で仕事と介護の両立に困難を抱える世帯が増加することが見込まれています。
- 介護を必要とする方だけではなく、こうした介護をする側の方についても、適切な支援が求められています。

1）介護者向けの講座や研修事業の充実

- 介護は家族が介護を要する状態になって初めて意識することが多く、いざ介護をしようと思っても、その方法等が分からず困ってしまう方が多いのが現状です。
- 区では、NPO法人等と連携して、介護者向けの講座や研修を実施するとともに、介護の普及啓発に努めています。

2）家族介護者支援事業の実施

- 在宅で介護している家族は休みもなく、悩みがあっても相談する相手がいない

など、さまざまな問題を抱えています。そうした家族介護者を支援するための事業を実施します。

■主な事業

在宅介護者のつどいの実施	要介護高齢者等を介護している家族などの心労をねぎらい、介護に必要な技法や知識を習得できる機会を提供します。
宿泊研修の実施	要支援2以上の高齢者を介護している方を対象に、家族で行える介護方法などの研修を行うとともに、参加者相互の交流を図ります。
介護者教室の実施	在宅サービスセンターで、介護の方法や食事・健康管理などの講習を実施します。
家族介護者応援事業の実施	NPO法人の品川ケア協議会と連携し、介護に関する知識や技術を学ぶ場と、体験交流の場を提供します。また、より具体的な介護者支援として、自宅で介護のコツ等を指導する介護職員出張サービスを実施します。

(5) 介護人材の育成と確保

- 区では、品川区社会福祉協議会が平成7年に設立した品川介護福祉専門学校を支援し、介護福祉士の養成を継続的に行ってきました。区の修学資金貸付制度の活用により、福祉現場の就労へも繋げ、多くの人材を輩出しています。
- 平成19年には社会福祉士養成コースを設置し、高齢者や障害者などの高い専門性が必要とされる住民からの相談に応えられる人材を養成しています。
- 慢性的な介護人材の不足に対応するため、品川介護福祉専門学校やNPO法人などと連携し、資格取得や人材育成のための研修事業などを実施します。
- 今後も介護福祉人材の確保と育成による質の高いサービス提供を目指します。

1) 品川福祉カレッジの充実

- 区では、高齢社会に対応し、平成14年度から福祉人材の育成拠点として「品川福祉カレッジ」を品川介護福祉専門学校に開設しました。組織的な研修の必要性をふまえ、管理者クラスのケアマネジャー、主任ヘルパー等の育成に重点をおきながら介護サービスの質の向上に取り組んでいます。
- 品川福祉カレッジでは、介護職員の育成の観点から専門的な研修を実施しています。また、介護職員実務者研修の開設についても検討していきます。
- 今後も実務従事者を対象とし、地域特性にかなった再教育を充実していきます。

2) NPO法人との連携による研修の実施

- 品川福祉カレッジによる人材の育成とともに、介護現場での人材の確保育成も

重要な課題です。

- 区では、NPO法人品川ケア協議会との協働による介護職員初任者研修を開設するとともに、区独自の介護職員初任者研修の受講にかかる費用の助成制度により、新たな人材確保・就労への誘導を図っています。
- 在宅サービスにおいては、1対1の個別・対人サービスのため個人の高い接客能力が求められていることから、品川ケア協議会と連携した接客研修による質の向上を図る取り組みや、けがなどによる離職防止を図るための介護技術研修を開催しています。
- 今後は、品川ケア協議会をおおむね70歳以上の介護従事者OB・OGの受け皿として整備して、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の担い手として育成支援していくことを検討します。
- 今後も国の制度動向を注視しつつ、区の福祉現場を支える新たな人材の確保を進めていきます。

project
プロジェクト

4

在宅介護支援システムの強化

背景とねらい

区内のひとり暮らし高齢者は約 9,500 人、高齢者のみの世帯の人数は約 12,500 人（平成 27 年 2 月現在）となっており、要介護認定を受けている方は 14,000 人を超え、今後も引き続き増加が予測されています。このような支援を必要とする高齢者の増加に対して、品川区では平成 5 年度より在宅介護支援システムの検討を開始し、13 地区を基礎単位（日常生活圏域）とした上で 20 ヶ所の在宅介護支援センターを整備してきました。区では高齢者福祉課を 20 ヶ所の在宅介護支援センターを統括する「統括（基幹型）在宅介護支援センター」として位置付けています。

区における在宅介護支援システムは、高齢者等の地域での暮らしを支援し、たとえ介護を要する状態となっても在宅介護支援センターが核となり、在宅生活を継続するための総合的なサービスを提供するしくみです。今後は I C T の活用などにより在宅介護支援システムを発展させ、平成 37 年（2025 年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを強化していきます。

また、健全な介護保険制度を維持・運営していくため、給付適正化とサービス向上のしくみについても取り組んでいきます。

<在宅介護支援システムの強化>

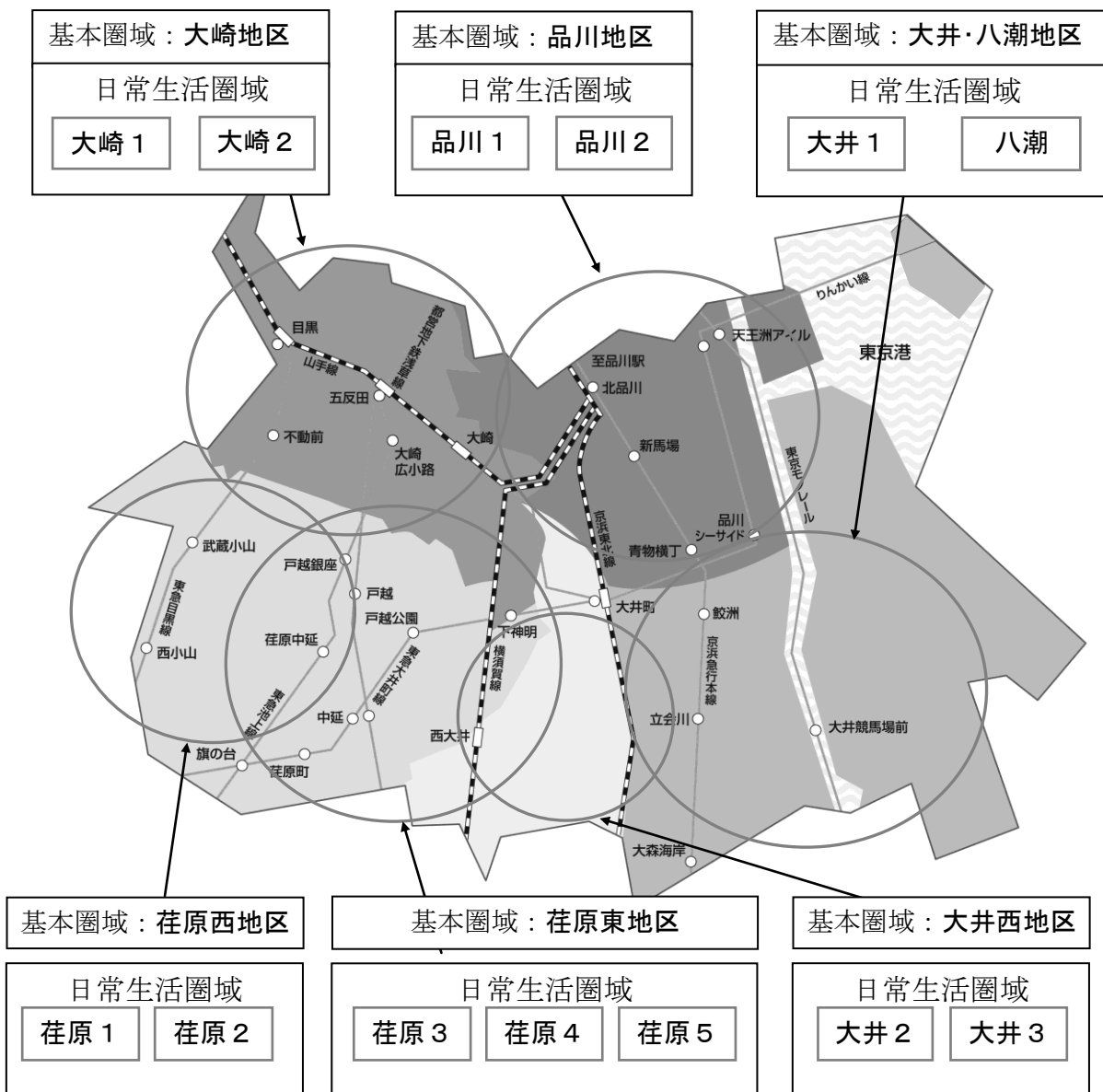
施策の方向性	主要な事業
(1) 支援センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センター機能の充実 ■在宅介護支援センター機能の充実 ■ I C T を活用した在宅介護支援システムの再構築
(2) 適切なケアマネジメントの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ケアマネジメント支援事業の実施 ■介護予防システムの推進
(3) 給付適正化とサービス向上のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ■給付費通知とモニタリングアンケートの実施 ■介護事業所に対する実地指導・集団指導の実施

■プロジェクト4：在宅介護支援システムの強化■

■日常生活圏域と基本圏域

- 「日常生活圏域」は、高齢者等が日常的な地域生活を送るエリアとして位置付け、これまで区が取り組んできた施策の展開に応じ、地域センターと同一の13地区を単位として設定します。
- 「基本圏域」として、この「日常生活圏域」をグループ化し、6つの大きな枠組みで圏域を設定します。
- 基盤整備の構想にあたっては、「日常生活圏域」または「基本圏域」を単位として計画します。

■日常生活圏域と基本圏域の図



(1) 支援センター機能の充実

- 区における在宅介護支援システムは、地域での暮らしを支援し、たとえ高齢者等が介護を要する状態となっても在宅介護支援センターが核となり、在宅生活を継続するための総合的なサービスを提供するしくみ（ケアマネジメントシステム）です。
- 区の全体調整とバックアップのもと、20カ所の在宅介護支援センターを核としたサービス提供のしくみをより充実します。

■在宅介護支援システムの方針

在宅介護支援システムの方針	1) 自尊・自立の確保	
	・ 当事者の意思の尊重	当事者(本人と家族)の意思と人間性が尊重されること。
	・ 介護の支援	在宅生活の主体は当事者であり、ケアマネジャーの役割は当事者を支援すること。
	2) 安心の確保	
	・ 身近な相談窓口の存在	身近な地域に相談の窓口を置くことによって、区民の安心が確保されること。
	・ 的確な対応	当事者のニーズに的確に対応することによって、利用者の信頼と安心が確保されること。
	3) 総合性・多様性の確保	
	・ 幅広い視点と柔らかな発想	個々の高齢者の生活・人生全体を見渡し、さまざまな要素を総合的にとらえ、柔らかな発想のもとに適切な支援を行うこと。
	・ 関係機関との連携とさまざまな資源の活用	関係機関との連携のもと公的サービスのみならず、地域、ボランティア、民間サービス等を視野におき、さまざまな資源を活用しながら支援体制を構築していくこと。
	4) 柔軟性の確保	
・ 状況変化への対応	高齢者の時間の経過にともなう心身状況の変化に応じた的確に対応すること。	
5) 公平性の確保と重点化の推進		
・ 適切なサービス提供	サービス水準の公平性に十分配慮をしつつも、サービスの必要性、有効性に応じた重点的なサービス配分を行うこと。	

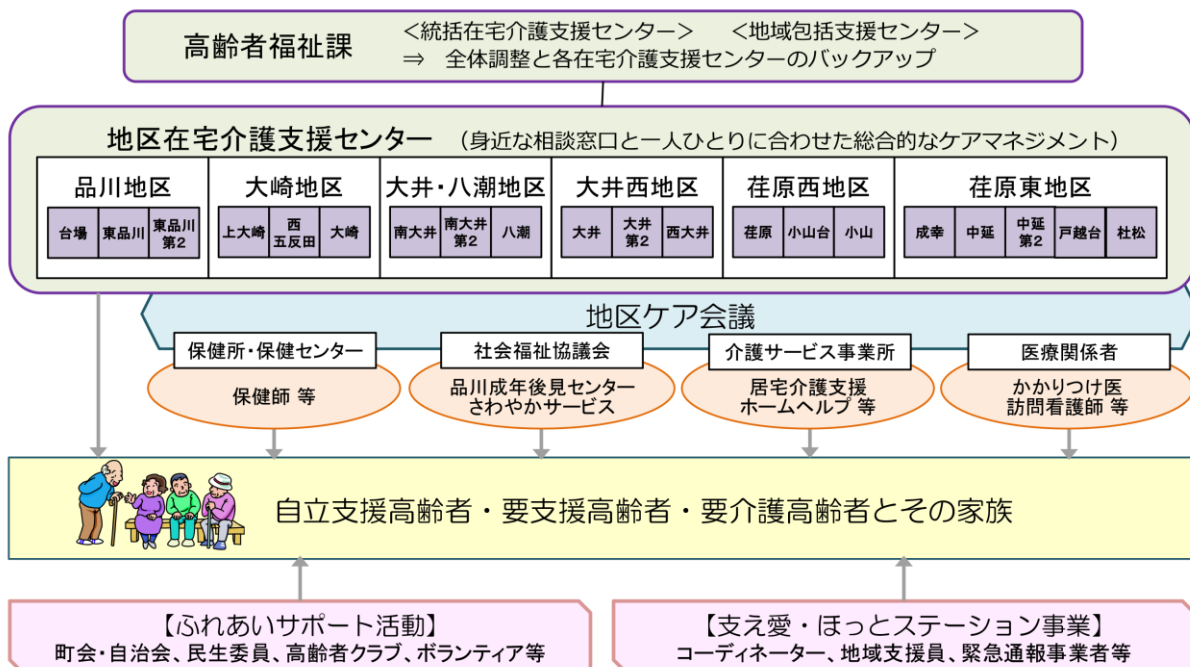
1) 地域包括支援センター機能の充実

- 平成18年度制度改正により創設された地域包括支援センターは、①総合的な相談窓口／権利擁護機能、②介護予防マネジメント、③包括的・継続的マネジメントの支援の3つの機能を担うものですが、区では、すでに在宅介護支援センターが、①および③の機能を果たしていたため、②の介護予防マネジメント機能を付加・充実させることで、地域包括支援センターの機能を果たしてきました。
- 平成27年度制度改正で、介護予防・日常生活支援総合事業に介護予防ケアマネジメントが位置付けられました。区では、引き続き在宅介護支援センターが相談・調整窓口となって、軽度者から中重度者までのケアマネジメントの中核機関となり、利用者・家族、区民に分かりやすく安心できるしくみを構築していきます。

2) 在宅介護支援センター機能の充実

- 既存の在宅介護支援システムの活用を図り、統括（基幹型）在宅介護支援センター（高齢者福祉課）を地域包括支援センターと位置付け、各地区在宅介護支援センターが地域包括支援センター機能を担っています。
- 在宅介護支援センター機能と合わせ、要支援高齢者への支援や権利擁護の促進など、地域包括支援センターとしての機能を強化します。

■品川区における在宅介護支援システム



■地域包括支援センター機能の分担

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	在宅介護 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合相談、実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・介護、介護予防の必要性の見極めと振り分け ② 介護・介護予防のマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・民間居宅介護支援事業者との連携 ③ 介護予防・日常生活支援総合事業のマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・民間居宅介護支援事業者との連携 ④ 要介護認定の調査 ⑤ 日常の地域活動 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員（児童委員）その他地域の関係機関との連携等
	高齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ① 全般的調整と在宅介護支援センターの統括 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者ネットワークの維持・強化 ・サービス利用の公平性確保のための調整 ・ケアマネジメントの標準化等、質の向上 ・研修等による人材の指導・育成 ・サービスの質の向上 ② 介護・介護予防マネジメントの統括 ③ 介護予防・日常生活支援総合事業のマネジメントの統括 ④ マネジメントの後方支援 <ul style="list-style-type: none"> ・全体把握・管理 ・IT活用の促進 ・医療・介護の連携強化 ・権利擁護・高齢者虐待防止・専門的介入ケース対応 ⑤ 在宅介護支援センターのバックアップ <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース（困難ケース等）についての指導、相談 ・地区ケア会議等を活用したケアプランの評価、検討 ・その他必要な指導、助言等 ⑥ 民間居宅介護支援事業者との連携 ⑦ 地域の社会資源の開発支援 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者支援 ・事業者の指定、指導、監査 ・NPO法人、ボランティア団体等の支援

3) ICTを活用した在宅介護支援システムの再構築

- 介護サービスの利用は長期にわたり継続的になることが多いため、ケースマネジメントには経年的な情報管理が重要です。
- 区では、介護保険制度の開始当初から区と在宅介護支援センターをネットワークシステムで結び、相談から認定・マネジメントまでリアルタイムで情報が共有化され、チームケアの実施に効果を発揮しています。
- 平成27年度制度改正と、今後の高齢者の増加も見据え、上記のネットワークシステムを民間居宅介護事業者、かかりつけ医の医療機関などに拡大し、機能を拡充することを検討します。

(2) 適切なケアマネジメントの支援

- 平成37年（2025年）に向け、地域で生活する中重度の要介護者、認知症高齢者の増加が見込まれます。より適切な居宅介護支援が行われるよう、ケアマネジャーを支援するとともに、介護予防と自立支援に向けた介護予防マネジメントを推進します。

1) ケアマネジメント支援事業の実施

- 区は在宅介護支援センターのケアマネジャーが在宅医療・介護連携を適切に担えるよう、ケアマネジメントマニュアルの改訂、研修、情報提供、専門アドバイスなど後方支援などを一層、強化します。
- 平成27年4月から実施の介護予防・日常生活支援総合事業のマネジメントについては、国のガイドラインをふまえながら、利用者のニーズに合ったサービス調整を実施できるよう、ケアマネジャーに情報提供、指導を行います。

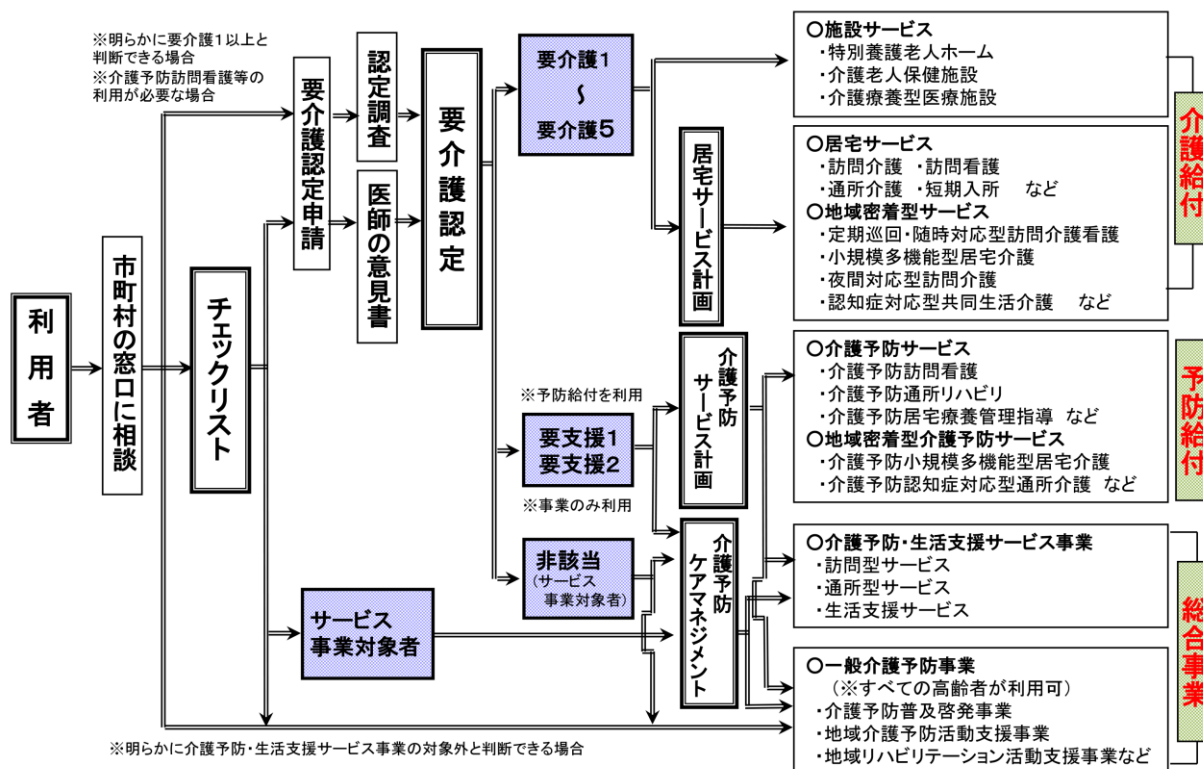
■主な事業

品川区ケアマネジメントマニュアルの改訂	平成 27 年度制度改正にともない、変更となる介護予防・日常生活支援総合事業、中重度の要介護者・認知症高齢者のケアマネジメントに関する業務マニュアルを改訂します。
ケアプランチェックの実施	ケアマネジメントのプロセスの基本となる事項をケアマネジャーと確認検証しながら「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを支援します。

2) 介護予防システムの推進

- 「介護予防事業」は、心身機能の低下予防、社会生活の維持向上を目的として、自立支援高齢者を対象とするサービスとして位置付け、事業を展開しています。
(プロジェクト1 P.52~P.54参照)
- 平成27年4月から実施の介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に提供できるよう、継続的なマネジメントの機能の拡充を図り、介護予防と自立支援をさらに推進します。

■ 相談・サービス利用の流れと予防マネジメントの流れ



○ 予防マネジメントのポイント

- ① 日常生活における生活機能に着目し、改善可能性についてアセスメントを行い維持・向上を目指します。
- ② アセスメントの過程で本人が生活機能の改善の可能性に気づくよう支援するとともに、目標達成に向けて動機付けをしていきます。
- ③ 予防プラン作成時に客観的な評価が行える目標を設定し、事後評価することによって、ケアプランの見直しを行い、より効果的なサービスを提供していきます。

これまでの「介護」の発想 「できないこと」を補填

- 利用者ができないことをサービスで補う
- サービス利用の必要性はケアマネジャー等第三者が評価(本人の主体意思が希薄)



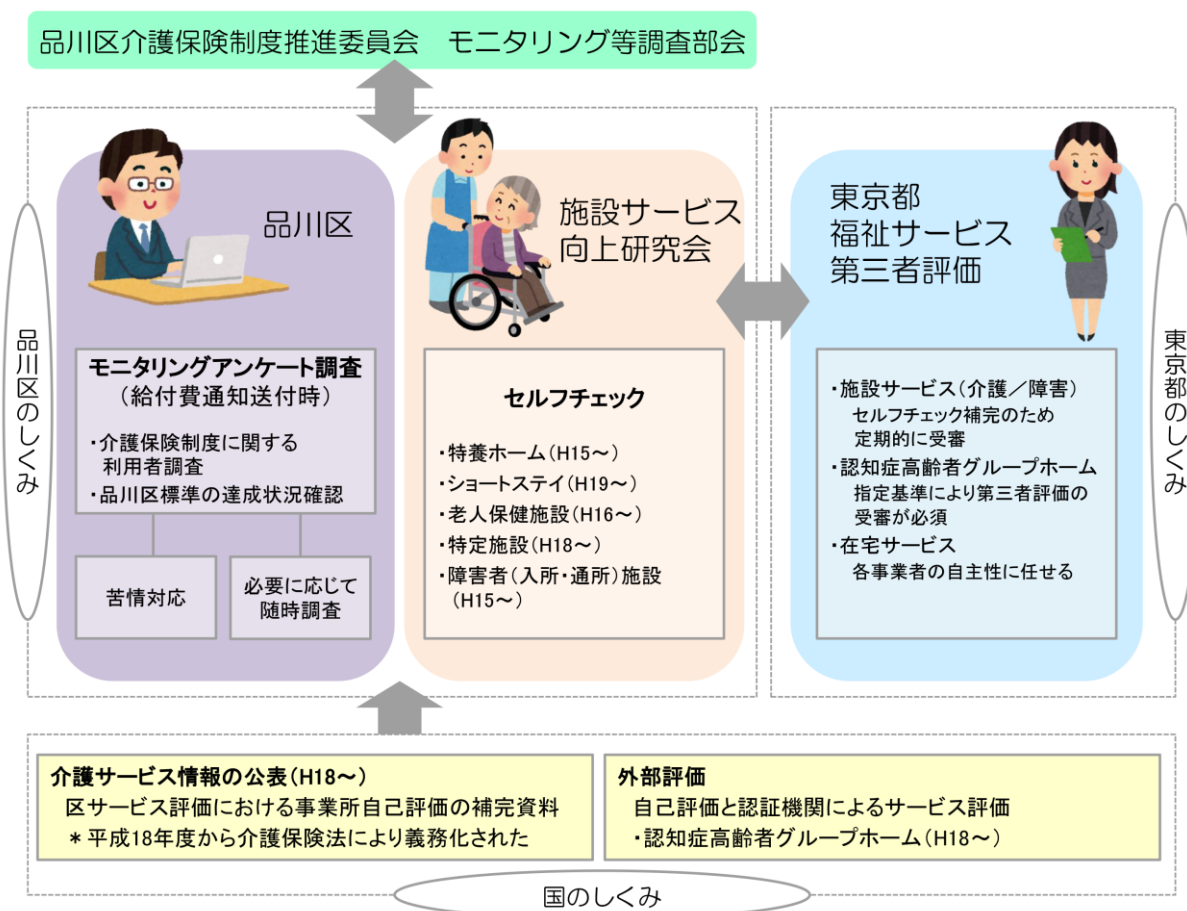
「介護予防」の発想 「もっとできるようになる」ための支援へ

- 今はできていないこと、低下している生活機能をもっとできるようになるための支援
- 本人の意思を尊重し、主体的な取り組みを促進

(3) 給付適正化とサービス向上のしくみ

- 区では、介護保険料や公費で運営される介護保険制度が適正に運営されるよう、保険者の役割として給付の適正化とサービスの向上に取り組んでいます。
- サービスの評価・向上のしくみの運営は、介護保険制度全般にわたっての審議を行う「品川区介護保険制度推進委員会」において、制度全体を一体的に把握・検証し、しくみを推進しています。

■ 品川区のサービス評価・向上の推進体制



1) 給付費通知とモニタリングアンケートの実施

- 平成21年度から給付適正化事業として給付費通知を実施しています。また、この通知とともにモニタリング機能を付加した利用者満足度を計測するツール・しくみとしてのアンケート調査を行っています。
- これにより、個別の介護サービスの評価にとどまらず、介護保険制度やサービス全体を相対的にモニタリングし、区内サービスの質の向上を図っていきます。
- 介護保険制度や関連する法律等の改正の動向を注視しながら、区民が安心して制度やサービスを利用できるよう、今後も必要な調査を実施するとともに、しくみについても柔軟に見直しを行っています。

2) 介護事業所に対する実地指導・集団指導の実施

- 介護保険サービス等を提供するサービス事業者に対して、給付が適正に行われているか定期的な指導および監査を実施しています。
- また、指導の対象となるサービス事業者を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等を行う集団指導を実施しています。集団指導においては、品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会における委員の意見やモニタリングアンケート調査結果をフィードバックし、サービスの質の向上も図っています。
- 平成27年度制度改正により、区市町村（保険者）の権限や裁量は拡大されました。今後は居宅介護支援事業所等の介護事業所に対する指定、管理・監督権限も区に移管される予定です。増大する事務等も見据え、介護事業所に対する実地指導・集団指導を適正に実施すべく、体制を整えていきます。
- 平成37年（2025年）に向けた高齢化の進展を見据え、引き続き公平・公正な介護保険制度の運営、一般保健福祉事業の執行に努めます。

project 5 プロジェクト 5 認知症高齢者への支援の充実

背景とねらい

要介護高齢者の約半数に認知症の症状が認められており、今後も認知症高齢者の増加が見込まれています。高齢者の適切な権利擁護や地域ぐるみの認知症ケアの拡充は、今後も重要な課題となっています。

平成 27 年度制度改正においては、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置などが地域支援事業に位置付けられました。また、認知症高齢者の在宅生活を支えるためのサービス提供体制が強化され、特定施設入所者生活介護においては認知症専門ケア加算の創設、認知症対応型共同生活介護における宿直職員の夜間の加配の評価、認知症対応型通所介護の利用定員を「1 ユニット3 人以下」に見直すなど、介護報酬上も認知症ケアへの評価がされています。

区では、引き続き認知症高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるよう、介護者支援、普及啓発活動、徘徊高齢者対策、高齢者虐待予防のための認知症高齢者ケアマネジメントの強化を目指します。

また、認知症対応型通所介護、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護サービスなど、認知症ケアとして有効と考えられる地域密着型の介護サービスの基盤整備を進めるとともに、地域住民の見守りや支えあいによる認知症ケアの拡充を図っていきます。

<認知症高齢者への支援の充実>

施策の方向性	主要な事業
(1) 認知症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症予防プログラム事業の実施と開発
(2) 認知症高齢者のケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症総合支援事業の実施 ■ 福祉カレッジにおける「認知症ケア専門コース」の充実
(3) 認知症高齢者を支えるしくみの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症サポーターの養成と活用の推進 ■ 成年後見制度活用の推進 ■ 認知症高齢者グループホーム家賃助成事業の実施

(1) 認知症予防の推進

- 認知症予防には早期発見、早期治療とともに、身近な人に見守られながら残存機能を生かした「活動」や「参加」を継続的に行うことが重要です。
- 区はこれまでさまざまな認知症予防プログラムを実施してきましたが、効果測定や評価を行いながら、認知症予防の新たなプログラムの開発に取り組みます。

■主な事業

いきいき脳の健康教室の実施（再掲）	教室への参加と毎日の「読み書き・計算」を続けることで、脳の活性化を図り認知症を予防します。
いきいき健康マージャン広場の実施（再掲）	マージャンが認知症予防に効果的であるとの研究結果もあり、「お金を賭けない、お酒を飲まない、たばこを吸わない」をモットーに取り組んでいます。
認知症等専門相談事業の実施	3カ所の保健センターで専門医による「高齢期こころの健康相談」を実施し、高齢者や家族に対する療養上の助言を行います。
認知症予防プログラム事業の実施	パソコン、料理、旅行のプログラムごとに、講習会や認知機能を測るファイブ・コグテストを実施するとともに、ファシリテーターを育成して認知症予防に取り組む区民を支援します。

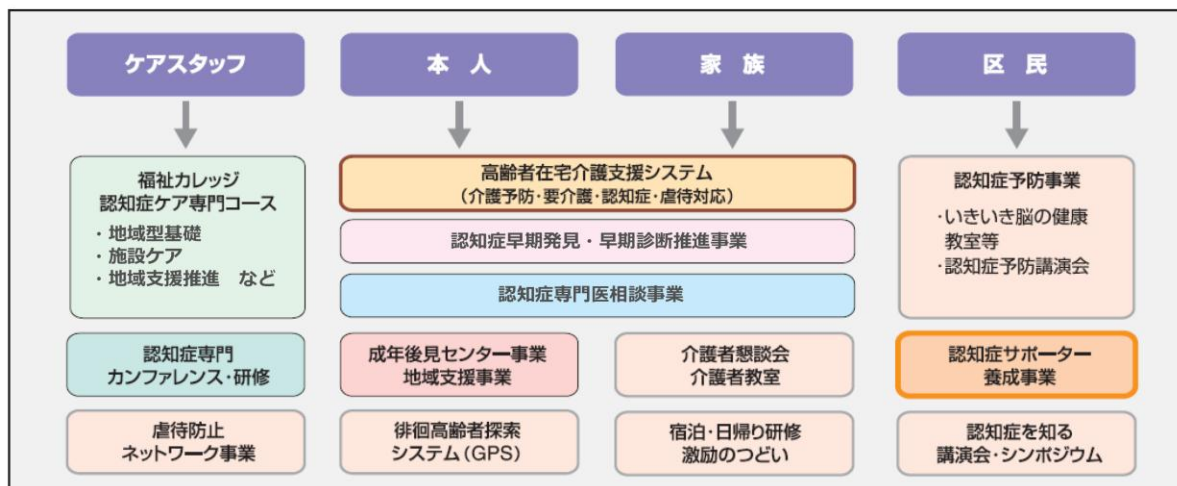
(2) 認知症高齢者のケアの充実

- 認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民による見守りの普及啓発を図り、行政の保健福祉機関と医師、看護師などの医療専門職との連携を強化し、地域全体での支援体制を推進します。
- 「総合的な認知症高齢者ケアを推進するための5つの方策」を推進していくための具体的な事業に取り組みます。

総合的な認知症高齢者ケアを推進するための5つの方策

1. 福祉・保健・医療の連携の推進
2. 認知症高齢者向けサービスの充実
3. 認知症研修の充実・ケアスタッフの質の向上
4. 在宅介護継続のための家族支援
5. 認知症に関する普及・啓発

■対象者別の多様な支援策



1) 認知症総合支援事業の実施

- 平成27年度制度改正により、認知症高齢者の増加に対応するための「認知症総合支援事業」を平成30年度までに全区市町村で実施することとなりました。
- 区では、これまで取り組んできた認知症高齢者のケアをさらに充実させ、医療機関等と連携して、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制を構築します。

■主な事業

認知症初期集中支援事業の実施	認知症が疑われる方を支援するために、医師や保健師、介護福祉士など複数の専門職によるチームが個別の訪問支援を行い、受診勧奨や本人・家族のサポートを行います。
認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターの配置	地域包括支援センターに認知症施策の検討や推進を行う「認知症地域支援推進員」と、個別ケース支援のバックアップを担う「認知症支援コーディネーター」を配置し、関係機関と連携した支援のしくみを作ります。
認知症ケア向上推進事業の実施	認知症カフェなど認知症の人の家族に対する支援の推進や、病院・介護施設などでの認知症対応力向上などの取り組みについて検討・実施します。
認知症疾患医療センターとの連携強化	東京都が指定する認知症疾患医療センターや地域の医療機関と連携し、認知症の人やその家族の診療・相談等のしくみを整備します。

2) 福祉カレッジにおける「認知症ケア専門コース」の充実

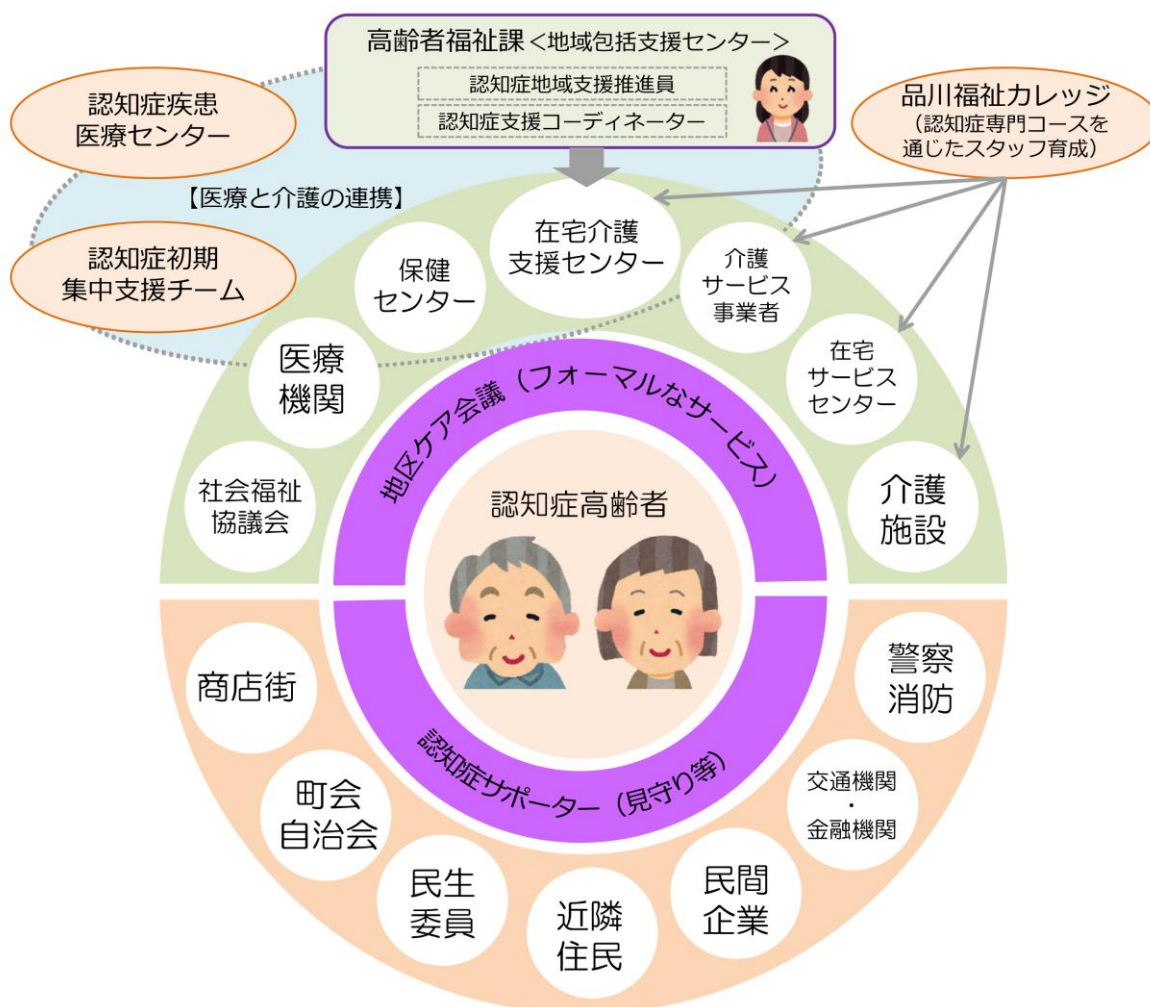
- 「品川福祉カレッジ」では、平成17年度に認知症ケア専門コースを開設し、いわゆるセンター方式（認知症介護研究・研修センター）によるアセスメント、ケアの考え方を学び実践に繋げています。

- 今後も、在宅介護支援センター、介護事業者、高齢者施設等の職員の受講を促進し、専門性を高め地域の認知症ケアの質の向上を図ります。

(3) 認知症高齢者を支えるしくみの充実

- 平成37年（2025年）以降、介護保険制度を支える40歳以上人口は減少に転じるとともに、すでに減少局面に入っている生産年齢人口（15歳～64歳）も減少が続くことが見込まれています。対照的に中重度の要介護高齢者、認知症高齢者については今後、増大が予想されます。
- 介護職や医療職などの専門家に加え、家族や地域の人々など、みんなで認知症高齢者を支えるしくみを充実していきます。

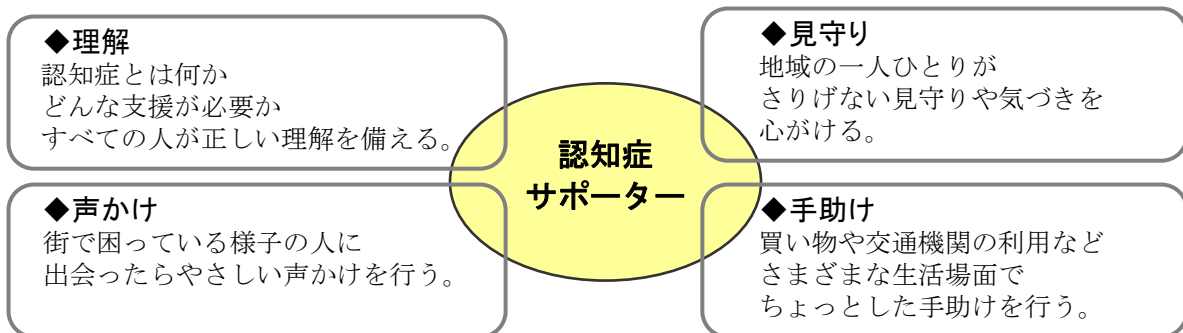
■認知症高齢者を支えるしくみ



1) 認知症サポーターの養成と活用の推進

- これまでに全国で580万人を超える認知症サポーター（地域で暮らす認知症の人や家族を日常生活の中でサポートする人）の養成が行われ、引き続き各地で拡充に向けた展開をしています。
- 区でも「品川区認知症サポーター」養成に取り組み、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民に対する地域学習会への幅広い参加を呼びかけ、認知症高齢者の理解を地域に浸透させ、地域の中での見守りと支えていくためのしくみづくりに取り組んでいます。
 - ◆認知症サポーター養成の実績（平成26年12月末現在）
 - ・認知症サポーター：延べ8,319人
 - ・キャラバンメイト：333人
- 今後も、増加する認知症高齢者が地域での生活を続けられるよう、「ふれあいサポート活動」との連携をはじめ、町会・自治会との連携を強化し豊かな地域社会の実現を目指していきます。

■認知症サポーター養成事業の推進



■「品川区認知症サポーター」に期待する役割

- 認知症に関する正しい基礎知識の習得と理解
- 認知症高齢者や家族の心情を理解し、適切な付き合い方、対応方法を習得
- 認知症高齢者を地域で支えるための社会資源、ネットワークの理解
- 個人でできる範囲での認知症高齢者や家族へのサポートや手助け
- 関係機関等と率先した連携を意識したネットワークづくり
- 家族や友人、地域住民等へ自分が習得した知識・情報の周知
- 認知症への理解をもとに、地域の障害者や子育て家庭等へも見守る意識を広げ、やさしいまちづくりの形成を目指す

■認知症サポーター養成事業の拡充スキーム

第1 ステージ（自分の地域を考える）

- STEP1** 民生委員（高齢者相談員）が、認知症について学習する。
STEP2 地域のグループホームや在宅サービスセンターで認知症高齢者とふれあい、介護者懇談会で介護家族の気持ちを理解する。
STEP3 自分たちの地域で、認知症高齢者とその家族を支えていく手立てとして効果的なアプローチを検証する。
- 民生委員（高齢者相談員）と在宅介護支援センター → 地域づくりの主体
 - 在宅サービスセンター・グループホーム → 場の提供、相談役

第2 ステージ（地域に根づいた活動を広げる）

- STEP4** 地域単位で認知症サポーター養成事業を展開。地域住民が認知症の正しい知識を持ち、実生活での役割を認識する。
- 在宅介護支援センターなど介護に関係する機関で勉強会を実施
 - 講演会や本人・家族会の声を反映できる場を提供
 - 地域と福祉・保健・医療が連携できるしくみづくりを目指す

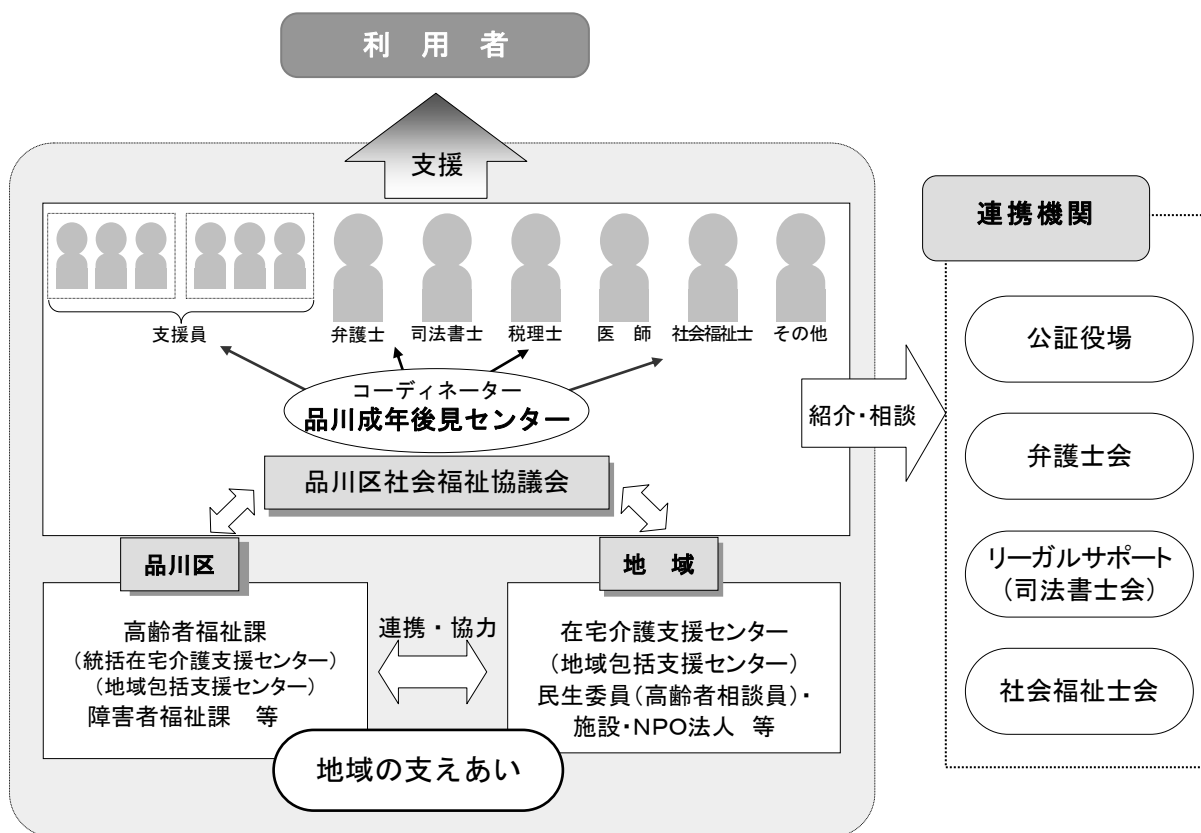
第3 ステージ（地域全体をネットワーク化へ）

- STEP5** 個々の活動の相乗効果による地域ごとのネットワーク化を目指す。
 13 地区の日常生活圏域での活動を継続的に展開し、ボランティア育成を図りつつ、地域の課題を地域全体で確認し合い、解決に向けた自主的な取り組み体制を形成する。

2) 成年後見制度活用の推進

- 区では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が適切に介護保険サービス等を利用できるよう支援するため、地域福祉の担い手である品川区社会福祉協議会と連携し権利擁護のしくみを構築してきました。
- 平成14年には品川区社会福祉協議会に品川成年後見センターを設置し、区と品川成年後見センター、在宅介護支援センターなどの関係機関が協力し権利擁護のしくみを運用しています。
- 区は、家庭裁判所に後見人付与の申し立てができない人を中心に、区長による申し立てを、原則として品川区社会福祉協議会（品川成年後見センター）を法人後見として行います。
- 品川成年後見センターは、判断能力の低下により財産保全・管理や身上監護について、将来に不安を覚える方々にとって最も信頼される機関として、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の制度を重層的に活用し、多様なニーズに応えています。
- 品川区社会福祉協議会のコーディネーターが支援プランを作成し、地域の民生委員・児童委員OBや有償在宅サービス（さわやかサービス）会員経験者からなる支援員と、協力専門家（弁護士・司法書士・税理士等）が分担して総合的なサービス提供を行います。

■品川区の成年後見のしくみ



- 認知症高齢者の増加にともない、成年後見制度に対する期待が一層高まる一方で、需要に対して不足が懸念される中で、後見人業務を適正に遂行できる人的資源の開拓が必要となっています。
- そこで、品川成年後見センターでは、平成18年4月から、市民後見人の養成事業に取り組み、区内NPO法人等との連携により成年後見制度の普及とともに、「第三者後見人」の受け皿として、「市民後見人」の養成に力を入れています。
- この市民後見人には、一定の倫理観を有し、社会貢献に意欲を持った区内在住者を対象として、毎年50名程度の養成を図ります。
- 区では、これらの取り組みを支援し、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域主体で支えるしくみとして充実を図っていきます。

3) 認知症高齢者グループホーム家賃助成事業の実施

- グループホームは小規模で家庭的な環境でケアが提供されることから、在宅ケアが困難な認知症高齢者の受け皿として機能しています。
- しかし、区内は居住コストが高いために入居できないという声があります。そこで、所得条件を満たした利用者については、グループホームが家賃を減額し、その差額を区が助成する制度を開始します。

project
プロジェクト

6

医療と介護の連携の推進

背景とねらい

近年の在宅医療、24時間の看護体制、リハビリテーションを必要とする方や認知症高齢者の増加に対し、包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによる）かつ継続的な（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のない）サービス提供が求められています。平成27年度制度改正では、在宅医療・在宅介護の連携がより推進されることが明確になりました。

区では在宅介護支援センター（地域包括支援センター）を地域包括ケアシステムの要と位置付け、区、医師会（かかりつけ医）、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業者、介護サービス事業者、民生委員、地域団体等との連携・調整を図りながら、「地域ケア会議」を充実・強化します。さらに、在宅介護支援システムの中で、「統括ケア会議」の機能を充実させ、医療と福祉の連携をさらに推進していきます。

また、医療関係者、介護関係者が双方の制度を学ぶ学習会や意見交換会などの場を設け、一層の連携強化のための基盤づくりを進めます。

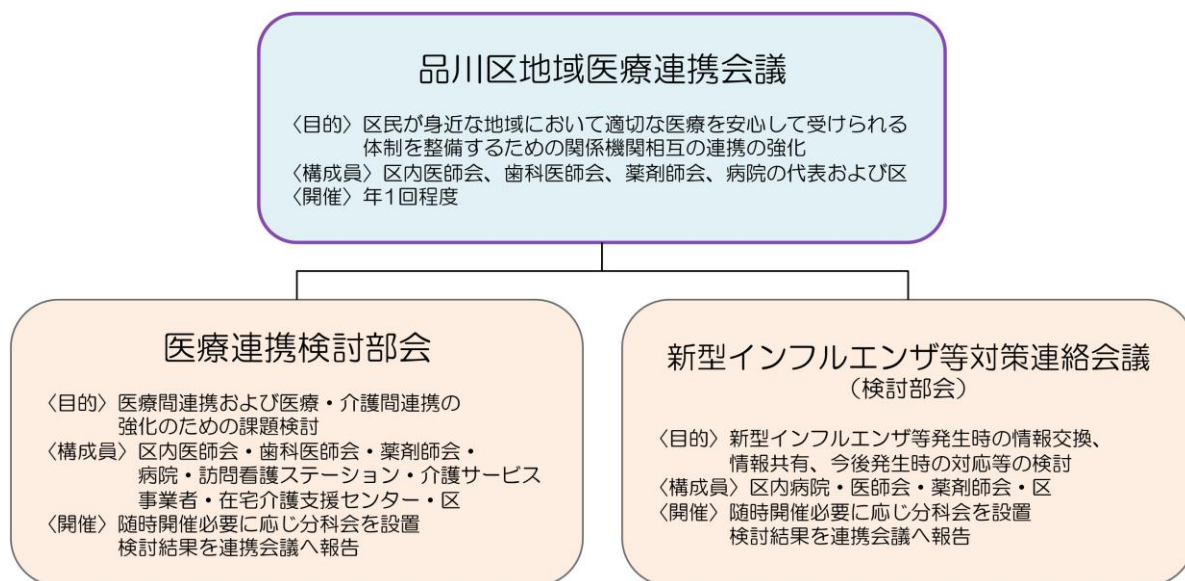
<医療と介護の連携の推進>

施策の方向性	主要な事業
(1) 連携のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ケア会議体制の充実 ■ 医療と介護の情報共有体制の構築 ■ 認知症対策のための連携の推進
(2) 医療連携によるケアの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療ショートステイの活用 ■ ALS患者のコミュニケーション支援事業の実施 ■ 介護職員の医療スキルの向上

(1) 連携のための体制づくり

- 平成27年度制度改正では、中重度の要介護高齢者への対応のさらなる強化が図られ、在宅医療・在宅介護の連携が地域支援事業に位置付けられました。
- 医療的処置が必要な要介護高齢者でも、できる限り住み慣れた我が家で生活ができるよう、医療と介護の連携をより強化します。
- 品川区地域医療連携会議のもとに医療連携検討部会を設置して、品川区の在宅介護支援システムの運営に係る課題を検討し、解決を図ります。

■医療と介護の連携のための体制



1) 地域ケア会議体制の充実

- 在宅介護支援システムにおいてこれまで培ってきた、医療と介護の連携体制をさらに強化します。
- これまでも個別ケース等において医療と介護が連携・調整し、入院、退院、在宅復帰といった流れの中で、利用者に対する円滑なサービス提供を行ってきました。今後も地域包括支援センターを核とした「地域ケア会議」体制のさらなる充実・強化を図り、関係機関の連携とチームケア体制を一層推進していきます。

■品川区における「地域ケア会議」体制

調整組織	メンバー構成	役割/担当事項
品川区統括 ケア会議	品川区、在宅介護支援センター 医師会、訪問看護ステーション さわやかサービス・ ボランティアセンター	サービス供給の基本的枠組みの設定 ・医療との連携のしくみづくり ・地域との連携(ふれあいサポート等) ・支援センターマニュアルの作成
支援センター等 管理者会議	品川区、在宅介護支援センター 居宅介護支援事業者	・地区ケア会議間の連絡調整 ・地区間のサービス水準の調整 ・支援センター等の指導
地区ケア会議	品川区(ケースワーカー) 在宅介護支援センター(管理 者、ケアマネジャー、主任ヘル パー) 訪問看護ステーション管理者 かかりつけ医 訪問介護等各サービス事業者担 当者等	・個別ケアプランの評価・調整 ・地区内関係機関の連絡調整 ・サービス情報の共有化 ・サービス担当者会議 (ケアカンファレンス)

2) 医療と介護の情報共有体制の構築

- 区では、平成20年度から「医療と福祉の連携のための連絡会」の実施により、顔が見える関係づくりを推進してきましたが、医療、福祉の現場から機会拡充の要望が高まっています。
- さらなる連携体制の充実のため、医療・福祉相互の制度について学習する機会および意見交換の場を設け、顔が見える関係から連携を深めるとともに、在宅療養のネットワーク構築を目指して、在宅療養の推進を図っていきます。
- 現在、区と各在宅介護支援センターはシステムネットワークで結ばれていますが、今後は医療と介護の連携強化を目指し、ネットワークを拡大して機能の強化を図るための検討を行います。

3) 認知症対策のための連携の推進

- 認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるためには、認知症の早期発見、早期診断など、介護と医療が連携して対応することが重要です。
- 東京都が指定する認知症疾患医療センターや地域の医療機関と連携し、認知症の人やその家族の診療・相談等のしくみを整備します。
- 認知症対応検討会議において認知症ケアパス*作成について検討し、連携の体制を推進していきます。

*認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの。

(2) 医療連携によるケアの拡充

- 高齢者の状態は変化しやすく、高齢の介護者が突然入院した場合などの緊急時の対応に不安を感じる方が少なくありません。こうした緊急時にも対応できるよう、医療との連携によるケアを拡充します。

1) 医療ショートステイの活用

- 在宅療養を安定して継続するために、また介護者の病気などの緊急時にも対応した、医療行為に対応できる施設の代替として医療ショートステイの充実が求められています。
- 区内医療機関との連携協力により、在宅で医療対応が必要な高齢者等でもショートステイの受け入れが可能となるよう、医療ショートステイの活用を努めます。

2) ALS患者のコミュニケーション支援事業の実施

- ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者は、自己の意思は保持されているものの、全身の筋肉運動の障害により、コミュニケーションが非常に難しく、在宅では家族や常時対応するヘルパー等が、患者本人に合ったコミュニケーション法を試行錯誤して対応している状況です。
- 区ではこのALS患者が入院したとき、病院内でのコミュニケーションを確保するため、当該患者とのコミュニケーションを熟知している支援者に付き添ってもらえるための支援を行うとともに、医療機関看護要員と患者とのコミュニケーション技術を習得させる機会を拡充していきます。

3) 介護職員の医療スキルの向上

- 在宅における医療的な処置を必要とする要介護高齢者の増加を受け、国はたんの吸引などの一部の医療行為を介護職員が行うことができるよう、都道府県単位での研修体制を確立しています。
- 介護職員による医療行為の実施が適切かつ安全に運用されるようにするため、介護職員の研修体制や内容等について情報収集を行い、介護サービス事業者へ情報提供を行っていくなど、人材育成支援を進めています。

project 7
プロジェクト

入所・入居系施設の整備とサービスの充実

背景とねらい

区では、1980年代の早い時期から都市型高齢者施設の重要性に着目して、他区に先駆けて区内に計画的に特別養護老人ホームの建設を進めてきました。一方、区独自の施設として、介護が必要になっても住み続けられる新しい介護専用の入居施設として、中堅所得者層向けのケアホームの整備を行い、高齢期における住まいの選択肢を増やしてきました。

また、認知症高齢者の急増にともない、地域で安心して生活できるよう、平成15年度よりグループホームの整備を進めてきました。

さらに、安心して在宅生活をできる限り継続するため、地域密着型の小規模多機能型居宅介護サービスの整備を進めるとともに、常時介護が必要となった場合には施設サービスが受けられるよう、心身の状況に応じた多様な施設を整備していきます。

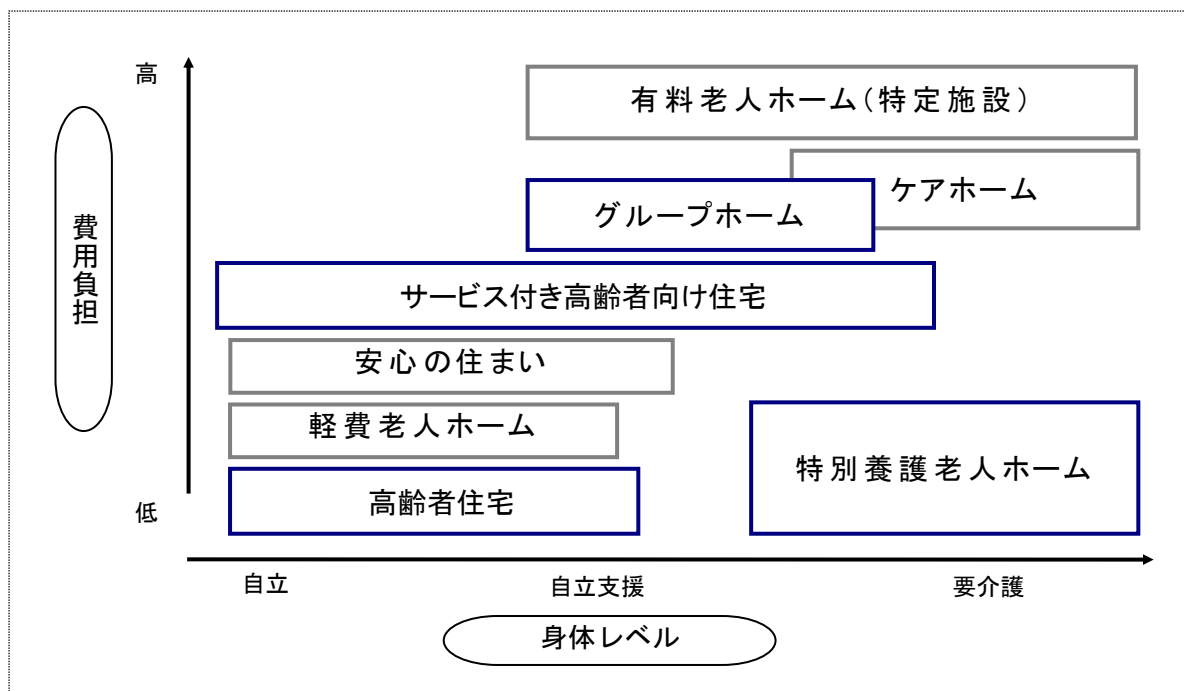
<入所・入居系施設の整備とサービスの充実>

施策の方向性	主要な事業
(1) 住まいの整備	■ サービス付き高齢者向け住宅の整備支援
(2) 地域密着型サービスの整備	■ 認知症高齢者グループホームの整備
(3) 特定施設（有料老人ホーム）の整備	■ 良質な施設の誘導
(4) 介護保険施設の整備	■ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備 ■ 介護老人保健施設（老健）の整備 ■ 介護療養型医療施設についての検討
(5) 施設サービス向上の取り組み	■ 施設サービス向上のしくみの推進 ■ 要介護度改善ケア奨励事業の実施

＜基本方針に基づいた住宅・施設整備＞

- これまでの区における世論調査やアンケート調査などでは、区民の多くが在宅での生活を希望する意見が多数を占めており、在宅生活を支援するサービスの充実とともに、在宅での生活が継続できなくなった場合には施設入所のめどが立てられるようにすることを基本としています。
- 今後の社会経済状況や団塊の世代の高齢化などを見据え、個人の身体状況や負担能力に応じた施設や、日常生活に不安がある高齢者が安心して生活できる住宅の整備を支援します。
- 地域包括ケア推進のため、地域密着型サービスである認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護施設の整備について検討します。
- 今後ますます増加が見込まれる、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対応し、バリアフリーや見守り機能が充実した「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を支援し、家賃助成を行うことで入居者の負担を軽減します。
- 在宅生活の継続が困難になった場合のセーフティネットとして特別養護老人ホームを整備します。また、在宅療養でのリハビリテーション拠点として、区内2ヵ所目の介護老人保健施設を整備します。
- 平成26年度には区内で初となる地域密着型介護老人福祉施設の杜松ホームを整備しました。これまでの在宅から施設という考え方だけではなく、施設入所しても引き続き住み慣れた地域で暮らすという、地域包括ケアシステムに即した施設のあり方についても検討していきます。

■介護サービス等と費用負担から見た住宅・施設の特徴



(1) 住まいの整備

- 加齢にともない身体機能が低下した場合、介護サービスやさまざまなサービスを利用する他、住まいの住み替えを行う場合があります。
- 国においては、平成23年4月に高齢者住まい法が改正され、高齢者の居住の安定を確保することを目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の安心を支える24時間見守りサービスなどを提供するバリアフリー構造の住宅で、事業者の参入が相次いでいます。
- 区では、1990年代から低所得者向けの高齢者住宅を10棟整備し、さらに軽費老人ホームや心身能力が自立した時期からの入居が可能な「安心の住まい（ケアハウス）」を合わせ、計313戸の住まいを整備しました。介護が必要になった際には訪問サービスや通所サービスを組み合わせることで、在宅生活を支援しています。
- 平成21年に2カ所のケアホームを整備し、それぞれに利用者の自己負担額の軽減のしくみを講じています。また、区内4カ所のサービス付き高齢者向け住宅でも家賃助成を行っています。
- 第五期にはサービス付き高齢者向け住宅として、大井林町高齢者住宅とcarna五反田が開設しました。第六期では平成27年度に大井第3地区と荏原第2地区でサービス付き高齢者向け住宅（計53戸）を整備支援します。

■ 高齢者住宅の整備状況（第五期まで）

	第五期までの整備状況
	～H26
高齢者の住宅	従来型高齢者住宅 10 棟、サービス付き高齢者向け住宅 3 カ所 区内 13 カ所（計 345 人） ※特定施設の 2 カ所は除く

■ 高齢者住宅の整備計画（第六期以降）

	第六期			第七期
	H27	H28	H29	H30～H32
高齢者の住宅	サービス付き 高齢者向け住宅 大井第3地区 (48戸) 荏原第2地区 (5戸)	ひとり暮らし高齢者等を対象とするサービス付き高齢者向け住宅の整備を支援します。		

(2) 地域密着型サービスの整備

- 家庭的な環境で支援を行う認知症高齢者グループホームについては、地域における認知症ケア推進に向けた重要なサービスと位置付け、必要なサービス量や地域のバランスをふまえて整備を検討します。
- 小規模多機能型居宅介護は、平成18年度に創設され、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域での介護生活の継続を支える新たなサービスとして、その効果が認知されつつあります。
- 整備にあたっては、グループホームと小規模多機能型居宅介護の併設を基本に日常生活圏域13地区に各1カ所の整備を進めています。第五期までに小規模多機能型居宅介護は7地区に8カ所整備し、認知症高齢者グループホームは9地区12カ所を整備しました。
- 今後、小規模多機能型居宅介護は平成29年度に大崎第1地区に整備し、認知症高齢者グループホームは、27年度に大井第3地区、29年度に大崎第1地区に、それぞれ1カ所ずつ整備します。

■ 小規模多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備状況（第五期まで）

	第五期までの整備状況	
	～H26	
小規模多機能型居宅介護	13日常生活圏域のうち7圏域に8カ所193人分を整備 (品川第1、大崎第1、大井第1(2カ所)、八潮、荏原第2、荏原第4、荏原第5)	
認知症高齢者グループホーム	13日常生活圏域のうち9圏域に12カ所213人分を整備 (大崎第1、大井第1、八潮(2カ所)、大井第2、大井第3、荏原第1、荏原第2(2カ所)、荏原第4、荏原第5(2カ所))	

■ 小規模多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備計画（第六期以降）

	第六期			第七期
	H27	H28	H29	H30～H32
小規模多機能型居宅介護	—	—	大崎第1地区	—
認知症高齢者グループホーム	大井第3地区	—	大崎第1地区	—

目標 必要なサービス量や地域バランスをふまえて、適切な整備に取り組む。なお、認知症高齢者グループホームに関しては、小規模多機能型居宅介護との併設を基本とします。

(3) 特定施設（有料老人ホーム）の整備

- 要介護高齢者を対象とした住まいのあり方として、都市部においては、特定施設（有料老人ホーム）の整備が増加しています。
- 特定施設は利用形態や費用も幅広く、さまざまな事業者が参入しています。区内では第五期までに12カ所が整備されており、サービスの供給量は一定程度充足されていますが、今後も質と量の両面から適切な誘導を図っていきます。

■ 特定施設（有料老人ホーム）の整備状況（第五期まで）

	第五期までの整備状況
	～H26
特定施設（有料老人ホーム）	区内 12 カ所（計 646 人。うち地域密着型 2 カ所、56 人）

■ 特定施設（有料老人ホーム）の整備計画（第六期以降）

	第六期			第七期
	H27	H28	H29	H30～H32
特定施設（有料老人ホーム）	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 方針 日常生活圏域 13 地区に各 1 カ所までの整備 </div>			

(4) 介護保険施設の整備

- 在宅での生活が困難となった場合のセーフティネットとして、高齢者人口の増加をふまえ、量的な拡充を図りつつ整備します。

1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備

- 第五期までに区内には9カ所（682床、地域密着型1カ所を含む）が整備されています。
- 区内のいくつかの特別養護老人ホームにおいては、グループケアを採用しているほか、すべての特別養護老人ホームで施設職員による自主的なサービス向上の取り組みが継続的に実施されるなど、ケアの向上にも取り組んでいます。
- 平成27年度制度改正により、特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が対象となりました。区では、これまでも「入所調整会議」を設置して優先度の高い区民から入所ができるしくみにしていましたが、これからも介護期間や介護者の状況等も考慮し、適切に入所ができるしくみにします。

■プロジェクト7：入所・入居系施設の整備とサービスの充実■

- 今後も要介護高齢者の増加をふまえ、平成28年度に荏原第3地区（平塚橋会館跡地、100人程度）、平成29年度（予定）に大崎第1地区（上大崎地区、102人程度）に整備します。

2）介護老人保健施設（老健）の整備

- 介護保険の在宅サービス利用者を対象とするモニタリングアンケート調査においても、在宅療養でのリハビリテーション拠点の整備と、ケアマネジメントに基づくリハビリサービスや医療系ショートステイの提供については要望が多いところです。
- 急性期を終えた在宅療養でのリハビリテーション拠点を拡充するため、平成30年度（予定）に品川第1地区に、定員100人程度の介護老人保健施設を整備します。

■ 入所施設の整備状況（第五期まで）

	第五期までの整備状況	
	～H26	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	区内9カ所（計682人）。 このほかベッド確保（7カ所、70床）	
介護老人保健施設	区内1カ所（100人）	

■ 入所施設の整備計画（第六期以降）

	第六期			第七期
	H27	H28	H29	H30～H32
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	—	荏原第3地区 （平塚橋会館跡地 100人程度）	大崎第1地区 （旧みやこ荘跡地 102人程度）	—
介護老人保健施設	第七期での整備に向けた準備			品川第1地区 （御殿山小隣地 100人程度）

3）介護療養型医療施設（療養病床）についての検討

- 平成29年度末での制度廃止を見据え、区内に1カ所ある施設（定員252人）の利用者について、運営者と必要な検討、調整を行います。

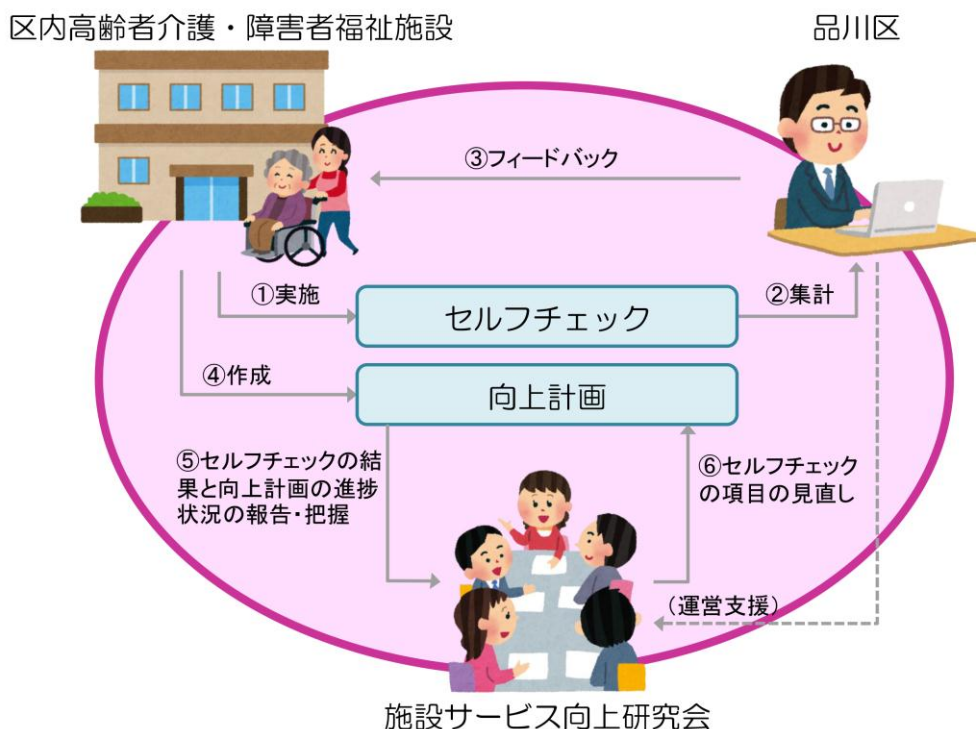
(5) 施設サービス向上の取り組み

- 施設入所する要介護高齢者の増加とともに、施設での虐待など不適切な事例が全国で発生しています。
- 区では、より質の高いケアが提供されるよう、サービス向上の取り組みを支援するとともに、利用者の状態改善に寄与したケアを評価する事業を実施します。

1) 施設サービス向上のしくみの推進

- 平成15年度に区内の高齢者介護・障害者福祉の施設による自主的な取り組みとして「品川区施設サービス向上研究会」が立ち上げられ、区はその支援を続けてきました。
- 「品川区施設サービス向上研究会」では、施設の職員が自らの施設について100以上の項目の達成状況を評価するセルフチェックを実施し、区内施設のサービス向上に努めてきました。
- セルフチェックは平成27年度で13年目となり、毎年内容を見直しながら実施することによって、施設サービスの質の担保に大きく貢献しています。これからも新規施設に参加を呼び掛けるなど、区内全体で施設サービスの質が向上するよう、取り組みを進めます。

■施設サービス向上研究会



2) 要介護度改善ケア奨励事業の実施

- 特別養護老人ホーム等の施設に支払われる介護報酬は要介護度によって金額が定められており、より手厚い介護が必要な重い要介護度ほど、高い報酬が支払われるしくみになっています。
- このしくみでは、施設の職員が質の高いケアを提供して入所者の要介護度が軽減すると、施設に支払われる報酬は減ってしまい、職員の意欲向上の妨げとなってしまうことがあります。
- 区では、入所・入居施設における良質な介護サービスの提供により入所者の要

介護度が軽減された場合に、その軽減に至るサービスの質を評価し、奨励金を支給することにより、当該施設職員の意欲向上を図るとともに、さらに質の高いケアが継続して行われることを推進します。

- 年度初日等を基準日として、基準日に対象施設の入所者について、当該年度の前年度1年間において、当該施設における要介護認定による要介護度が、それ以前の要介護度から軽減された場合に、その要介護度の軽減に資するサービス提供を評価し、奨励金を支給します。
- これらの取り組みは国や他の自治体に先駆けたものであり、高い注目を集めています。本事業の成果を検証しつつ、介護職員の意欲向上に努めるとともに、入所（入居）者の意欲向上にもつなげていきます。

■各地区における在宅介護支援センターおよびサービス提供施設等の配置

平成27年3月末現在

日常生活圏域 日常生活圏域を 集約する基本圏域	品川第1	品川第2	大崎第1	大崎第2	大井第1	八潮	大井第2	大井第3	荏原第1	荏原第2	荏原第3	荏原第4	荏原第5
	品川地区		大崎地区		大井・八潮地区		大井西地区		荏原西地区		荏原東地区		
在宅介護 支援センター [20カ所]	台場	東品川 東品川第2	上大崎 西五反田	大崎	南大井 南大井第2	八潮	大井 大井第2	西大井	荏原 小山台	小山	成幸	中延 中延第2	戸越台 杜松
認知症対応型 通所介護 [14カ所、178名]		東品川ISC 24	西五反田SC 10	大崎SC 12	月見橋の家 24	ミモザ 品川八潮 12	大井SC 10	ほっとハウス 温々 12	荏原SC 10	小山の家 10	成幸SC 10	中延SC 10	戸越台SC 10
認知症高齢者 グループホーム [14カ所、240名]			carna五反田 27 (東五反田 4丁目) H29予定 18		GH東大井 9	GH八潮南 18 ミモザ 品川八潮 9	GH温々 6	ロイヤル西大井 18 GH大井 H27予定 9	あんしんケア ホーム小山 27	GH小山 9 きらら 品川荏原 27		ロイヤル中延 27	あいびーの家 ふたば 18 GH杜松 18
小規模多機能型 居宅介護 [9カ所、218名] ※人数は登録定員数	おもてなし 25		carna五反田 25 (東五反田 4丁目) H29予定 25		東大井倶楽部 25 大井林町 倶楽部 25	けめともの家 24				小山倶楽部 20		ぶらりす 湯〜亀 24	杜松倶楽部 25
高齢者住宅 [10カ所、219戸]		東品川わかさ荘 ハレスガル 103				八潮 わかさ荘 40	大井倉田 わかさ荘 8	グレース マンション 12				メゾン琴秋 バンブーガーデン オーク中延 35	カガミハイツ アツミマンション 21
サービス付き 高齢者向け住宅 [5カ所、179戸]			carna五反田 21		大井林町 高齢者住宅 90		Cアミュー 西大井 H27予定 48			ケアホスピタル 西小山 H27予定 5		コムニカ 15	
軽費老人ホーム ケアハウス [3カ所、129戸]		東海ホーム 50	さくらハイツ 西五反田 43		さくらハイツ 南大井 36								
特定施設 [12カ所、646名] (*は地域密着型)		ボンセジュール 東品川 49 ニチイホーム 南品川 66	ケアホーム 西五反田 81 グッドタイムホーム 不動前 67	*ファミリア ガーデン品川 27	ニチイホーム 大森 30 *ケアホーム 東大井 29		ケアホーム 西大井 48 まどか西大井 60 アライブ 品川大井 58			ウエルナ 旗の台 71			グランダ 大井町 60
特別養護 老人ホーム [11カ所、884名] (*は地域密着型)		晴楓 80	上大崎 H29予定 102		かえて荘 80 八潮南 81		ロイヤルサニー 60		荏原 120		成幸 80 平塚橋 H28予定 100	中延 80	戸越台 72 *杜松 29
介護老人 保健施設 [2カ所、200名]	(北品川5丁目) H30予定 100				ケアセンター 南大井 100								

高齢者の安心の住まい(品川区独自のしくみ)

※「ケアホーム西五反田」「ケアホーム東大井」は特定施設の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)です。
 ※「さくらハイツ西五反田」と「ケアホーム西五反田」は一体の施設として軽費老人ホームと特定施設の届出をしています。
 ※「ケアホーム西大井」「ウエルナ旗の台」は特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅です。

(注)施設名の下の数字は各施設の定員数。
 サービス・施設名の下の[○カ所、○名]は開設予定分を含む。